

令和元年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

1. 法令等

- (1) 交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します
(平成 30 年 11 月 30 日 国土交通省)…………… 1
- (2) 指定整備工場で交付される適合標章が変わります
(平成 31 年 3 月 8 日 国土交通省)…………… 8
- (3) 道路運送車両法の一部を改正する法律
(令和元年 5 月 24 日 国土交通省)…………… 10

2. 通達等

- (1) 「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」の一部改正について（平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号の 4）…………… 17
- (2) 「封印取付け委託要領」の一部改正について
(平成 30 年 8 月 28 日 国自情第 125 号)…………… 29
- (3) 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について
(平成 30 年 8 月 28 日 国自情第 129 号)…………… 43
- (4) 「自動運転車の安全技術ガイドライン」の策定について
(平成 30 年 9 月 12 日 国自技第 116 号)…………… 51
- (5) 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について
(平成 30 年 9 月 28 日 国自整第 152 号の 2)…………… 65
- (6) 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について（平成 30 年 11 月 30 日 国自環第 112 号の 3）…………… 71
- (7) 「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号）の一部改正について
(平成 31 年 2 月 5 日 国自整第 245 号の 2)…………… 77
- (8) 「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について（平成 31 年 3 月 8 日 国自整第 259 号の 3）…………… 82
- (9) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
(平成 31 年 3 月 22 日 国自技第 256 号の 3 国自整第 305 号の 3)…………… 87
- (10) 元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて
(平成 31 年 4 月 1 日 国自安第 231 号の 3 国自環第 198 号の 3 国自技第 272 号の 3 国自情第 310 号の 3 国自審第 2101 号の 3 国自整第 313 号の 3)…………… 98
- (11) 非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて
(平成 31 年 4 月 1 日 国自環第 183 号)…………… 105
- (12) 「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」の一部改正について（平成 31 年 4 月 17 日 国自整第 14 号の 4）…………… 139

(13) 「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて (平成31年4月26日 事務連絡)……………	147
(14) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添38 近接排気騒音の測定方法に係る取扱い等について (令和元年6月17日 国自環第20号の3 国自審第247号の3 国自整第24号の3)……………	149

1. 法令等

(1)交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 11 月 30 日
自動車局環境政策課

交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について～

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に交換用マフラーを備える場合、新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入する等の改正を行います。

1. 背景

本日、「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年環境庁告示第 53 号）が改正され、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の四輪自動車等の近接排気騒音について、車種毎に上限値を定めた絶対値規制に代え、使用過程時において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入することとなりました。

これに対応するため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）について改正を行います。

2. 改正概要

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値^{※1}を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないこと^{※2}を確認する相対値規制を適用します。また、これに伴い、近接排気騒音の測定方法について所要の改正を行います。

なお、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の二輪自動車等については、昨年 12 月に同様の改正を行っております。

※1 車種毎に定められた一定の値

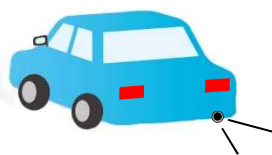
- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 超） | : 94dB |
| ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 以下） | : 93dB |
| ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 以下） | : 92dB |
| ・乗用車（車両後部にエンジンを有するもの） | : 95dB |
| ・乗用車（車両後部にエンジンを有するもの以外のもの） | : 91dB |

※2 新車時の近接排気騒音（車検証等に記載）に 5 dB を加えた値以下であること。

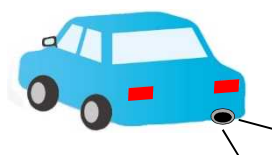
例：乗用車（車両後部にエンジンを有するもの以外のもの）

新車時の近接排気騒音：92dB (>91dB)

規制値：92+5 = 97dB



交換用マフラーを装着



3. スケジュール

公布・施行：11月30日（本日）

問い合わせ先

自動車局 環境政策課：河野、副島

電話：03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8604（直通） FAX:03-5253-1636

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

自動車の騒音防止装置に係る「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号、以下「細目告示」という。）のうち近接排気騒音については、平成 28 年、国際基準を導入したことに伴い、新車時に測定したものと同等の値を使用過程車に求める規制（以下「相対値規制」という。）を採用した。

一方、消音器の改造又は交換を行った使用過程車の近接排気騒音について、従前の全開走行による加速走行騒音を評価する基準（以下「従前基準」という。）に適合することが確認された後付消音器を備える場合には、車種毎の限度値を設けた規制（以下「絶対値規制」という。）を継続することとしていたところ、今般、この従前基準に適合することが確認された後付消音器へと改造又は交換を行った場合に、相対値規制値を満たすものの絶対値規制値を満たすことができずに保安基準不適合となるおそれがある四輪自動車が販売されていることが確認された。

これに対応するため、従前基準に適合することが確認された後付消音器を備えた車両のうち一部の四輪自動車の近接排気騒音について、相対値規制を導入することとして、環境省において「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年環境庁告示第 53 号）が改正されることに伴い、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 16 条第 2 項に基づき、細目告示について所要の改正を行う。

なお、平成 29 年 12 月に、二輪自動車等について同様の改正を行っている。

2. 改正の概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・従前基準に適合することが確認された後付消音器へと改造又は交換を行った使用過程の四輪自動車の近接排気騒音について、当該四輪自動車の新車時の騒音値が一定の値を超えるものであった場合は、相対値規制を行うこととする。

※ 使用過程での騒音値が、新車であった際に確認した騒音値に 5 dB を加えた値以下でなければならないこととする。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成 30 年 11 月中

施 行：公布の日

○国土交通省告示第千二百九十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前											
<p>(自動車の騒音防止装置)</p> <p>第118条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 (削除)</p>	<p>(自動車の騒音防止装置)</p> <p>第118条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 使用の過程にある自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>① 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあっては②に定める基準を適用するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自 動 車 の 種 別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。）</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>車高総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>車高総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>車高総重量が3.5t以下のもの</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	自 動 車 の 種 別	騒音の大きさ	乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。）	99	車高総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	98	車高総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	97	車高総重量が3.5t以下のもの	96	<p>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。）</p> <p>100</p> <p>96</p>
自 動 車 の 種 別	騒音の大きさ												
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。）	99												
車高総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	98												
車高総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	97												
車高総重量が3.5t以下のもの	96												

イ (略)
 消音器について改造又は交換を行った自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）次に掲げる自動車に及び、それぞれに定める基準に適合すること。
 (1) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（いずれも(3)に掲げるものを除く。）別添 38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種類	騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車	第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が94dBを超え、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が95dBを超え、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が92dBを超える騒音を発する構造のもの
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	車両の後部に原動機を有するものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が95dBを超える騒音を発する構造のもの

ロ (略)
 (新設)

車両の後部に原動機を有するもの以外のものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が91dBを超える騒音を発する構造のもの

(2) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（いずれも(3)に掲げるものを除く。）別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自 動 車	の 種 別	騒音の大きさ
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が94dBを超える騒音を発しない構造のもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が93dBを超える騒音を発しない構造のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が92dBを超える騒音を発しない構造のもの	97

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車	車両の後部に原動機を有するものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号ロに規定する基準に適合することを認められた際に確認した近接排気騒音値が95dBを超える騒音を発しない構造のもの	96	車両の後部に原動機を有するもの以外のものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号ロに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が91dBを超える騒音を発しない構造のもの
-------------------------	---	----	--

(3) 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

- 八・二 (略)
- 五 (略)
- 二・三 (略)
- 別添38 近接排気騒音の測定方法
- 1.～3.1.3 (略)
- 3.2 マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一 マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45°に交わる排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から、細目告示第118条第1項第4号イ(3)、ロ(3)、ハ、ニ、第196条第1項第3号イ、ロ、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあつては、図1に示す基準点から）0.5m離れた位置（図2に示すM1（排気管の開口部（以下「開口部」という。）が上向き（当該開口部の鉛直線に対する角度が30°以下のものをいう。）の場合は、図2に示すM2の位置のことをいう。）で、かつ、開口部中心の高さ（開口部中心の高さが地上高さ0.2m未満の場合は地上高さ0.2m）の±0.025mの位置とする。

二 車両の一部が障害物となり、前号の位置にマイクロホンを設置できない場合（細目告示第118条第1項第4号イ(3)、ロ(3)、ハ、ニ、第196条第1項第3号イ、ロ、第284条第1項第4号イ(3)、ロ、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあつては、マイクロホンの位置が排気管に最も近い車両の側面から0.2m未満となる場合を含む。）は、開口部中心から0.5±0.025mの距離で、前号の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ0.2m未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

- 八・二 (略)
- 五 (略)
- 二・三 (略)
- 別添38 近接排気騒音の測定方法
- 1.～3.1.3 (略)
- 3.2 マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

一 マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45°に交わる排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から、細目告示第118条第1項第4号イ、ロ、第196条第1項第3号イ、ロ、第284条第1項第4号イ、ロ、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあつては、図1に示す基準点から）0.5m離れた位置（図2に示すM1（排気管の開口部（以下「開口部」という。）が上向き（当該開口部の鉛直線に対する角度が30°以下のものをいう。）の場合は、図2に示すM2の位置のことをいう。）で、かつ、開口部中心の高さ（開口部中心の高さが地上高さ0.2m未満の場合は地上高さ0.2m）の±0.025mの位置とする。

二 車両の一部が障害物となり、前号の位置にマイクロホンを設置できない場合（細目告示第118条第1項第4号イ、ロ、第196条第1項第3号イ、ロ、第284条第1項第4号イ、ロ、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあつては、マイクロホンの位置が排気管に最も近い車両の側面から0.2m未満となる場合を含む。）は、開口部中心から0.5±0.025mの距離で、前号の位置に最も近い設置可能な位置（排気流の影響を受ける位置及び地上高さ0.2m未満の位置を除く。）をマイクロホンの位置とする。

三～五 (略)
4.～5.1 (略)

5.2 測定方法

原動機を最高出力時の回転速度の75% (小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。))並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号ロ(3)、ニ若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにおいて、50%)の回転速度 (細目告示第118条第1項第4号ロ(3)、ニ若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち、原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のものにあっては、3750) ±100min⁻¹ (rpm) の回転速度に連続して5秒間程度無負荷運転されている状態から、加速ペダルを急速に放した場合又は、絞り弁が急速に閉じられる場合の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。ただし、構造上回転速度が安定しない原動機にあっては、回転速度の平均値が前記の回転速度の範囲内であればよい。また、原動機の回転速度は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。

5.3 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

原動機の回転速度を抑制する装置を備えた自動車 (エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であって、当該装置の作動により原動機の回転速度が5.2に定める回転速度に達しないものについては、5.2の規定中「最高出力時の回転速度の75% (小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。))並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5,000回転を超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号ロ(3)、ニ若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにおいて、50%)の回転速度 (細目告示第118条第1項第4号ロ(3)、ニ又は第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち、原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のものにあっては、3750) ±100min⁻¹ (rpm) とあるのは、「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度 + 0、-50min⁻¹ (rpm) (細目告示第118条第1項第4号イ(3)、ロ(3)、ハ、ニ若しくは第196条第1項第3号イ、ロの規定が適用される自動車にあっては、「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度の95%の回転速度±100min⁻¹ (rpm)) と読み替えて適用する。

図1 (略)

図2 (略)

別添112 後付消音器の技術基準

1 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.・2. (略)

3. 第一種後付消音器の騒音防止性能試験

第一種後付消音器を自動車等 (当該後付消音器を備えることができるものに限る。)に装着したときに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- (1) 第118条1項4号 (原動機付自転車にあっては、第268条1項4号)の基準に適合すること。(2) (略)

4.・5. (略)

別記様式 (略)

II (略)

三～五 (略)
4.～5.1 (略)

5.2 測定方法

原動機を最高出力時の回転速度の75% (小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。))並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号ハ若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにおいて、50%)の回転速度 (細目告示第118条第1項第4号ハ若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち、原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のものにあっては、3750) ±100min⁻¹ (rpm) の回転速度に連続して5秒間程度無負荷運転されている状態から、加速ペダルを急速に放した場合又は、絞り弁が急速に閉じられる場合の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。ただし、構造上回転速度が安定しない原動機にあっては、回転速度の平均値が前記の回転速度の範囲内であればよい。また、原動機の回転速度は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。

5.3 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

原動機の回転速度を抑制する装置を備えた自動車 (エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であって、当該装置の作動により原動機の回転速度が5.2に定める回転速度に達しないものについては、5.2の規定中「最高出力時の回転速度の75% (小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。))並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5,000回転を超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号ハ若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにおいて、50%)の回転速度 (細目告示第118条第1項第4号ハ又は第196条第1項第3号ロの規定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のものにあっては、3750) ±100min⁻¹ (rpm) とあるのは、「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度 + 0、-50min⁻¹ (rpm) (細目告示第118条第1項第4号ロ、ハ若しくは第196条第1項第3号イ、ロの規定が適用される自動車にあっては、「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度の95%の回転速度±100min⁻¹ (rpm)) と読み替えて適用する。

図1 (略)

図2 (略)

別添112 後付消音器の技術基準

1 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.・2. (略)

3. 第一種後付消音器の騒音防止性能試験

第一種後付消音器を自動車等 (当該後付消音器を備えることができるものに限る。)に装着したときに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

- (1) 第196条1項2号 (原動機付自転車にあっては、第284条1項2号)の基準に適合すること。(2) (略)

4.・5. (略)

別記様式 (略)

II (略)

「騒音」及び「騒音」の測定方法については、別記様式「騒音」及び「騒音」の測定方法を参照すること。

指定整備工場で交付される適合標章が変わります

－ 電子申請に対応するため押印が不要の様式を追加します －

指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合標章について、電子適合証を利用した場合^(※)の取扱いが変更になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合をいう。

国土交通省では、自動車保有関係手続きについて、申請者の負担軽減を図るため、オンラインで一括して申請が可能となるワンストップサービス（以下「OSS」という。）を導入・推進しております。

OSSによる申請について、平成 29 年 4 月から、指定自動車整備事業者（いわゆる「指定整備工場」）において、自動車が保安基準に適合する旨を証明したときに交付する保安基準適合証について、電磁的方法による取扱いを開始したところですが、併せてユーザーに交付する保安基準適合標章については、自動車検査員等の記名及び押印が必要であり、指定自動車整備事業者にとって一定の負担となっていたところです。

このため、自動車検査員等の作業の効率化及びより一層のOSSの普及促進を図るため、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則について、改正を行うこととします。

1. 改正内容

指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できることとします。この場合において、指定自動車整備事業者が依頼者に交付する当該保安基準適合標章については、新たに様式を追加することとします。

(参考)保安基準適合標章の変更箇所

(保安基準適合標章の様式)	(保安基準適合標章の様式)
【従来の様式】	【追加の様式】
年 月 日交付 指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地 次自動車運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 みほん 検査の年月日 年 月 日 自動車検査員の氏名 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 氏名又は名称 住所 検査定員 人 最大積載量 kg 用途 車両総重量 kg 保険期間 年 月 日から 年 月 日まで	(電子申請用) 年 月 日交付 指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地 次自動車運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 みほん 検査の年月日 年 月 日 自動車検査員の氏名 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 氏名又は名称 住所 検査定員 人 最大積載量 kg 用途 車両総重量 kg 保険期間 年 月 日から 年 月 日まで

【追加様式の変更箇所】

- ①「印」を削除
- ②「(電子申請用)」を追加

2. 公布・施行

公布・施行:平成 31 年 3 月 8 日 (本日)

問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 : 田辺、齋藤

電話 03-5253-8111(内線 42423) FAX 03-5253-1639

指定自動車整備事業者の皆様へ

指定自動車整備事業規則等の一部改正により、指定整備事業者が交付する保安基準適合標章について、**電子適合証を利用した場合** (※)の取扱いが変更になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合をいう。

【平成31年3月8日施行】

変更点①

- 保安基準適合標章の事業者及び自動車検査員の押印を省略可能

変更点②

- 保安基準適合標章の様式を新たに規定
- 従前の様式も使用可能
(この場合でも、事業者及び自動車検査員の押印を省略可能)

(参考)保安基準適合標章の変更箇所

(保安基準適合標章の裏面)

【従来の様式】		年	月	日	交付
番号					
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業者の名称及び所在地					印
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。					
みほん					
検査の年月日		年	月	日	
自動車検査員の氏名					印
自動車登録番号又は車両番号					
車台番号					
使用者 氏名又は名称 住所					
乗車定員	人	最大積載量		kg	
用途		車両総重量		kg	
保険期間		年月日から	年月日	日まで	

(保安基準適合標章の裏面)

【追加の様式】		年	月	日	交付
番号					
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業者の名称及び所在地					①
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。					
みほん					
検査の年月日		年	月	日	
自動車検査員の氏名					①
自動車登録番号又は車両番号					
車台番号					
使用者 氏名又は名称 住所					
乗車定員	人	最大積載量		kg	
用途		車両総重量		kg	
保険期間		年月日から	年月日	日まで	

(電子申請用)

【追加の様式】		年	月	日	交付
② (電子申請用)					
年 月 日 交付					

【追加様式の変更箇所】

- ①「印」を削除
- ②「(電子申請用)」を追加



国土交通省

【お問合せ先】

〇〇運輸局 〇〇運輸支局 整備担当

●●-●●●●-●●●●

●道路運送車両法の一部を改正する法律

背景・必要性

- 自動運転車については、高速道路において自動運転を実施する車や、過疎地等の限定地域において無人で移動サービスを提供する車の2020年目途の実用化に向けて技術開発が進められているが、現行法は自動運転車を想定したものとなっていない
- 自動車技術の電子化・高度化により、自動ブレーキ等の先進技術搭載車が急速に普及し、通信を活用したソフトウェアの更新による自動車の性能変更が可能となっている



高速道路における自動運転

＜自動ブレーキの新車乗用車搭載率＞



自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための制度整備が必要

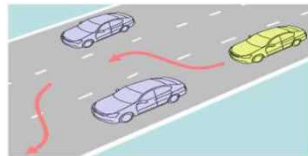
○自動運転に係る制度整備大綱(平成30年4月17日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

- ①保安基準の段階的な策定 ②保安基準と走行環境条件*により一体的に安全性確保 (*走行速度、ルート、天候、時間等の制限等)
- ③使用過程車について、保守管理(点検整備・車検)及びソフトウェア更新に対する審査の在り方を検討し、必要な対策を実施

法案の概要

1. 保安基準対象装置への自動運行装置の追加

- 保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加
- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を国土交通大臣が付すこととする



高速道路における自動車線変更

自動運行装置

- ・プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有する装置
- ・作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を含む

3. 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲を、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備等に拡大、名称を「特定整備」に改正

新たに対象となる整備・改造の例(カメラ、レーダー等のセンサーの交換・修理)



カメラ

(出典) SUBARU ホームページ



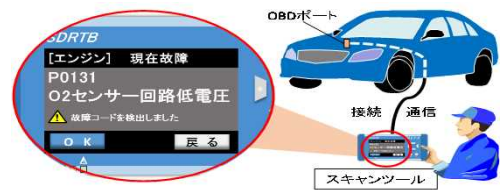
レーダー

(出典) Continental ホームページ

- 自動車製作者等から、特定整備を行う事業者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を提供することを義務付け

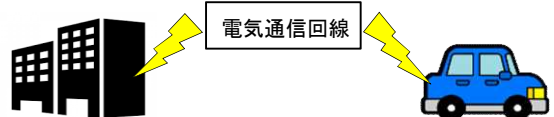
2. 自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

- 電子的な検査の導入に伴い、自動車の検査における電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に行わせる



4. 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等に係る許可制度を創設
- 許可に関する事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせる



5. その他

- 自動車の型式指定制度における適切な完成検査を確保するため、完成検査の瑕疵等の是正措置命令等を創設
- 自動車検査証の電子化(ICカード化)、自動車検査証の記録等事務に係る委託制度を創設



【目標・効果】

- 高速道路における自動運転(レベル3)の実用化 : 2020年目途
- 限定地域における無人自動運転移動サービス(レベル4)を実用化 : 2020年まで
- 自動ブレーキの新車乗用車搭載率 : 2020年までに9割以上

道路運送車両法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十四号

道路運送車両法の一部を改正する法律

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「次の各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第三号中「及び自動車検査証を削る。第七十五条第二項及び第三項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同条第四項中「の指定」を「の規定による指定」に、「第八項」を「第九項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項第四号」に改め、同条第八項中「の指定を」を「の規定による指定を」に改め、同条第二号中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定（同項の規定による指定に係る部分に限る。）に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作された自動車について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

第七十五条の二第二項中「この項及び第四項」を「この条」に改め、同条第二項及び第三項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同条第六項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「の指定を」を「の規定による指定を」に改め、同条第一号中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定（同項の規定による指定に係る部分に限る。）に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作された共通構造部について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

第七十五条の三第二項から第四項までの規定中「指定」を「規定による指定」に改め、同条第七項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「の指定を」を「の規定による指定を」に改め、同条第一号中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定（同項の規定による指定に係る部分に限る。）に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作された装置について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

第七十五条の六第一項中「第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項」を「第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項」に、「者又は」を「者若しくは」に改める。

第七十六条中「指定」を「規定による指定」に改め、「同条第四項の」の下に「規定による」を加える。

第七百三十二条第二項中「第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第四項若しくは第五項、第七十五条の三第五項若しくは第六項」を「第七十五条第八項若しくは第九項、第七十五条の二第五項若しくは第六項、第七十五条の三第六項若しくは第七項」に改める。

第九百九十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第七十五条第七項、第七十五条の二第四項又は第七十五条の三第五項の規定による命令に違反した者

第二条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。
第四十一条第十六号中「窓ふき器」を「窓拭き器」に改め、同条第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 自動運行装置

第四十一条に次の一項を加える。

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

第四十三条の見出し中「附加」を「付加」に改め、同条第一項中「こう配」を「勾配」に、「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「第四十二条」を「前条」に、「附加する」を「付加する」に改め、同条第二項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第四十九条第二項中「第五十八条第一項の」を「第五十八条第一項に規定する」に、「分解整備」を「特定整備」に、「又は連結装置」を「連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）」に改め、「改造」の下に「その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造」を加え、同項ただし書中「当該分解整備」を「当該特定整備」に、「の自動車分解整備事業者」を「に規定する自動車特定整備事業者」に改める。

第五十七条の二中「第六十三條の二、第六十三條の三及び第六十三條の四第一項において」を「以下」に改め、¹は」の下に、「国土交通省令で定めるところにより」を、「ついで、」の下に「第七十八條第四項に規定する自動車特定整備事業者又は」を加え、「第四十七條の規定による」を削り、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「となる」の下に「当該自動車の型式に固有の」を加え、「当該自動車の使用者に提供しよう努めなければ」を「これらの者に提供しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、自動車製作者等は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七條の規定による点検及び整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供しよう努めなければならない。

第七十四條の三第一項中「による事務」の下に「並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務（第百二條第二項において「審査用技術情報管理事務」という。）を加え、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第三項中「行なう」を「行なう」に改め、同条第四項中「行なう」を「行なう」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第五項中「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行なう」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第七十五條の二第一項及び第七十五條の三第一項中「第四十一條各号」を「第四十一條第一項各号」に改める。

第七十五條の六第一項中「第七十五條第八項、第七十五條の二第五項及び第七十五條の三第六項」を「第七十五條第七項及び第八項、第七十五條の二第四項及び第五項並びに第七十五條の三第五項及び第六項」に改める。

第七十七條の見出しを「自動車特定整備事業の種類」に改め、同条中「自動車分解整備事業（自動車）」を「自動車特定整備事業（自動車）」に、「分解整備」を「特定整備」に改め、同条第一号中「普通自動車分解整備事業」を「普通自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」という。に改め、同条第二号中「小型自動車分解整備事業」を「小型自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」という。に改め、同条第三号中「軽自動車分解整備事業」を「軽自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」という。に改める。

第七十八條第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備」を「特定整備」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「附し、又は」を「付し、及び」に改め、同条第四項中「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に、「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備が」を「特定整備が」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第七十九條第一項中「自動車分解整備事業の認証」を「自動車特定整備事業の認証」に改め、同項第二号及び同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第八十條第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同項第二号口中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備」を「特定整備」に改める。

第八十一條中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第八十二條第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第八十三條第一項中「自動車分解整備事業者が自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業者が自動車特定整備事業」に改める。

第八十四條中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第八十九條第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十條の見出しを「自動車特定整備事業者の義務」に改め、同条中「自動車分解整備事業者は、分解整備」を「自動車特定整備事業者は、特定整備」に、「分解整備」を「特定整備」に改める。

第九十一條の見出しを「特定整備記録簿」に改め、同条第一項中「自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備」を「自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備」に改め、同項第二号及び第三号中「分解整備」を「特定整備」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備記録簿」を「特定整備記録簿」に改め、同条第三項中「分解整備記録簿」を「特定整備記録簿」に改める。

第九十一條の二中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十一條の三中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十二條及び第九十三條中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十四條の二第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改め、同条第二項中「同項第二号口」を「第二号口」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

第九十四條の八第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第九十五條第二号中「あつて旋する」を「あつてせんする」に改め、同条第五号中「自動車分解整備事業者等」を「自動車特定整備事業者その他の者」に改める。

第九十六條の四第一項中「（入出力装置を含む。以下同じ。）及び（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を削る。

第一百條第一項第十一号を次のように改める。

十一 自動車特定整備事業者
 第一百條第三項中「且つ」を「かつ」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第四項中「第二項の」の下に「規定による」を加える。

第一百條第二項中「（除く）」の下に「。次項において同じ」を加え、「又は第十号から第十二号まで」を、「第十号又は第十一号」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第七項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「第一項第八号の請求をする者又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に、「又は第三項の」を「（第八号を除く。）、第二項若しくは第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十三号までに」を「第十二号までに」に、「及び第二項」を「の手数料、第二項に規定する者の同項及び第三項」に改め、同項ただし書中「第十三号まで」を「第十二号まで、第二項に、「前項の」を、「前項の規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十号に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

第九十條中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第五十七條の二第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者
 第一百條第一項第一号中「から第四十二條まで」を、「第四十一條第一項若しくは第四十二條」に改める。

第三条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「この項」の下に「及び第九十九条の三第一項第一号」を加える。
 第九十九条第二項中「自動運行装置をいう」の下に「第九十九条の三第一項第一号において同じ」を、ある整備又は改造の下に「同号に掲げる行為を除く」を加える。
 第九十九条の二中「検査対象外軽自動車」の下に「(以下「自動車検査証交付済自動車等」という。)を加える。
 第九十九条の三を第九十九条の四とし、第九十九条の二の次に次の一条を加える。

(特定改造等の許可)

第九十九条の三 自動車検査証交付済自動車等について、次に掲げる行為(以下「特定改造等」という。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 自動運行装置その他の装置に組み込まれたプログラム等(プログラムその他の電子計算機による処理の用に供する情報をいう。以下同じ)の改変による自動車の改造であつて、当該改造のためのプログラム等が適切なものでなければ自動車保安基準に適合しなくなるおそれのあるものとして国土交通省令で定めるものを電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法によりする行為

二 前号に規定する改造をさせる目的をもつて、電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令で定める方法により自動車の使用者その他の者に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為

第七十八条第三項及び第四項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「条件」とあるのは、「条件又は期限」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力及び体制を有する者として国土交通省令で定める基準に適合すること。

二 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合すること。

4 第一項の許可を受けた者は、その能力及び体制を、前項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

5 第一項の許可を受けた者は、前項に定めるもののほか、プログラム等の適切な管理及び確実な改変その他特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

6 国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者の能力及び体制が第三項第一号の国土交通省令で定める基準に適合せず、又は第一項の許可を受けた者が特定改造等に関し前項の国土交通省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該者に対し、その能力及び体制を基準に適合させるため、又は特定改造等の適確な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて特定改造等の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。
 二 第二項において準用する第七十八条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
 三 偽りその他不正の手段により第一項の許可を受けたとき。

8 国土交通大臣は、第一項の許可に関する事務のうち、次に掲げるものを機構に行わせるものとする。

一 第一項の許可の申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査
 二 第一項の許可の申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合するかどうかの審査

9 機構は、前項各号に掲げる審査を行ったときは、遅滞なく、これらの審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

第百零一条第一項に次の一号を加える。

第十七 第九十九条の三第一項の許可を受けた者

第百零一条第一項中「自動車を」を「次の各号に掲げるものを」に、「当該自動車が保安基準に適合するかどうかの」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車 当該自動車が保安基準に適合するかどうかの審査

二 第九十九条の三第一項の許可を受けた者の物件 同項の許可を受けた者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査

第百零一条第二項中「前項の」を「前項各号に定める」に、「当該」を「これらの」に改める。

第百零二条第四項中「自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する」を「次の各号に掲げる」に、「第七十五条の五第一項の」及び「当該」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者 第七十五条の五第一項の審査

二 第九十九条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査
 第百零二条第五項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項ただし書中「前項」を「前項各号」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に改める。

第百零三条第二項中「又は第九十四条の八第一項」を「第九十四条の八第一項又は第九十九条の三第七項(許可の取消しの場合に限る。)」に改める。

第百零九条第五号中「又は第九十三条」を「第九十三条又は第九十九条の三第七項」に改め、同条に次の二号を加える。

十四 第九十九条の三第一項の規定に違反して、特定改造等をした者(同項第二号の規定による提供をした者にあつては、当該違反により当該提供を受けた者が自動車検査証交付済自動車等について、当該違反に係るプログラム等の改変による自動車の改造をした場合に限る。)

十五 第九十九条の三第六項の規定による命令に違反した者

第十四条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第十條中「ときは」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「書面により」を削る。

第十二条第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「第四号」を「同号」に改める。

第五十八條第二項を次のように改める。
 2 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項(以下「自動車検査証記録事項」という。)が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録されたカードとする。

第五十八條に次の一項を加える。
 3 自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理を図るため必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなければならない。

はならない。

第六十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「記入して」を「記録して」に改め、同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。
 第六十六条第二項第二号中「記入して」を「記録して」に改める。
 第六十七条の見出しを「自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査」に改め、同条第一項中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に、「事項の変更」を「変更」に、「記入」を「変更記録」に改め、同条第二項中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改める。

第七十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「の記入の申請をすべき事由」を削り、同条第七項中「同条第二項」を「第二項」に改め、「読み替える」の下に「ものとす」を加え、同条第八項中「あつた場合に」の下に「ついで」を、「おいて」の下に「同条中」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、「読み替える」の下に「ものとす」を加え、同条第九項中「あるのは」を「あるのは」に改め、「読み替える」の下に「ものとす」を加える。
 第七十二条第一項中「本章」を「この章」に、「記入」を「変更記録」に改める。
 第七十四条の四中「第六十三条の三、第六十三条の四」を「から第六十三条の四まで」に改め、「第七十四条から」の下に「この条まで、第七十五条から」を加える。
 第七十四条の四の次に次の二条を加える。

第七十四条の次に次の二条を加える。
 (継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託)
第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査標章の交付に関する事務(継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者(次項及び第百条第一項第八号において「特定記録等事務代行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。

二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しくは同号の者以外の者に自動車検査証を返付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付すること。

3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定記録等事務代行者が自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務を行う場合について準用する。
 (自動車検査証の変更記録に関する事務の委託)
第七十四条の六 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十七条第一項の自動車検査証の変更記録に関する事務(変更記録をすることが適当であるかどうかの審査その他国土交通省令で定める事務を除く。)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者(次項及び第百条第一項第九号において「特定変更記録事務代行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。
 一 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をしないこと。
 二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をすること。
 3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定変更記録事務代行者が自動車検査証の変更記録に関する事務を行う場合について準用する。

第百条第一項中第十七号を第十九号とし、第八号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。
 八 特定記録等事務代行者
 九 特定変更記録事務代行者
 第百十条第一項第一号中「第七十五条の四第二項」を「第七十四条の五第二項、第七十四条の六第二項、第七十五条の四第二項」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条及び附則第九条の規定 公布の日
 二 第二条中道路運送車両法第七十五条の六の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
 三 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
 四 第三条並びに附則第十四条及び第二十條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
 五 附則第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
 六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六十條第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四條第一項第二号の改正規定に限る。)、第十五条、第十六条(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十條の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第十八条及び第二十二條(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第三項の改正規定並びに同条第十二項の表第百条第一項の項及び同表第百条第二項の項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
(第二条の規定による改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日(次項及び第三項において「施行日」という。)前にした第二条の規定による改正前の道路運送車両法(同項において「旧法」という。第七十八條第一項の規定による自動車分解整備事業の認証は、国土交通省令で定めるところにより、第七十二条の規定による改正後の道路運送車両法(次項及び第三項において「新法」という。第七十八條第一項の規定に基づいてした自動車特定整備事業の認証とみなす。その認証の申請についても、同様とする。)
 2 この法律の施行の際現に新法第七十七條第一項に規定する自動車特定整備事業に相当する事業(原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものを行わないものに限る。)を経営している者は、施行日から起算して四年を経過する日までの間は、新法第七十八條第一項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、引き続き当該事業を営むことができる。その者が、その期間内に同項の認証を申請した場合において、認証があつた旨又は認証をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。
 3 この法律の施行の際現に備えている旧法第九十一條の分解整備記録簿は、施行日において、新法第九十一條の特定整備記録簿とみなす。
第三条 第三条の規定による改正に伴う経過措置
第四条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第九十九條の三第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。
第四条 第四条の規定による改正に伴う経過措置
第四條 第四条の規定による改正後の道路運送車両法(以下「第六号新法」という。第七十四条の五第一項及び第七十四条の六第一項の規定による委託に關し必要な手続その他の行為は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下「第六号施行日」という。)前においても行うことができる。

第五条 第六号施行日前に第四条の規定による改正前の道路運送車両法（以下「第六号旧法」という。）第六十条第一項、第六十二条第二項（第六号旧法第六十三條第三項及び第六十七條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条第四項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の総合特別区域法第二十二條の二第三項の規定により交付され、又は返付された自動車検査証については、第六号施行日以後も、第六号新法第五十八條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第六号新法第五十八條第二項及び第三項の規定の適用については、第六号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同条第二項中「カード」とあるのは「カード（第五十九條第一項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証にあつては、自動車検査証記録事項が記載された書面）」と、同条第三項中「自動車検査証」とあるのは「自動車検査証（第五十九條第一項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証を除く。）」とする。

第七号施行日 第六号施行日前に第六号旧法及びこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第六号新法及びこれに基づく命令の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 第六号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正
（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。）

第九條第一項及び第二項第一号中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第十二條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第二百二條第四項」を「第二百二條第五項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十三條 地方税法の一部を次のように改正する。

第四百九十九條第一項第二号イ及びロ、第四百イ(1)(i)及び(ii)並びに第五号イ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第六号イ中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同号二(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第六百六十條第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第四百四十六條第一項第二号イ及びロ並びに第三号イ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第四百五十四條第一項第二号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第十二條の二の十三第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同項」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十二條の三第二項第二号及び第三十條第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正）

第十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「第九十九條の二」を「から第九十九條の三まで」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十五條 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「記入すべき」を「記録すべき」に改め、同条第八項中「記入される」を「記録される」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第九十條の十二第二項第二号イ及びロ、第四号イ(1)(i)及び(ii)並びに第五号イ(1)及び(2)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第六号イ中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同号ハ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第九十條の十四第一項第一号中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同項第二号中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」及び「同条」を「同項」に改め、同項第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第三項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同条第五項第二号から第四号までの規定中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第九十條の十五第一項及び第二項中「記載された」を「記録された」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第十七條 道路交通法（昭和三十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第七十一條第五号の五中「第四十一条第十六号」を「第四十一条第十六号」に改める。

第七十一條の二中「第四十一条第十一号」を「第四十一条第十一号」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十八條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十三の項中「第六十七條の記入」を「第六十七條第一項の変更記録」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第四十条第一項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

(独立行政法人自動車技術総合機構法の一部改正)
第二十条 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第七十五条の五第一項」の下に「及び第九十九条の三第八項」を加える。
第十二条第一号中「適合するかどうか」の下に「並びに同法第九十九条の三第一項の許可の申請をした者及び同項の許可を受けた者が同項に規定する特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうか」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)
第二十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第二百三十三条第二項第一号口中「第二百二条第四項ただし書」を「第二百二条第五項ただし書」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第二十二条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。
第二十二条の二第一項中「道路運送車両法」を「同法」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同条第三項中「記入して」を「記録して」に改め、同条第四項中「同法第六十六条第二項第二号」を「同号」に改め、同条第七項第二号中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条第十項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同条第十二項の表第七十八条第四項の項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同表第八十条第一項第二号口の項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改め、同表百条第一項の項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同表百条第二項の項中「前項第十三号」を「前項第十五号」に改める。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	石田	真敏
財務大臣	麻生	太郎
国土交通大臣	石井	啓一
環境大臣	原田	義昭

2. 通達等

(1)「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第7号の4

平成30年4月6日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省

自動車局整備課長

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので連絡します。

別添

国 自 整 第 7 号
平成 3 0 年 4 月 6 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局整備課長

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

平成30年4月
整備課

改正の概要

1. 医療防疫車の構造要件について

昨今、病院が個別に「医療防疫車」を保有するのは負担が大きいため、複数の病院などが協同組合を組織し、同組合の名称により医療防疫車を所有、使用するケースがある。

このような、病院又は診療所等が使用することが明らかな車両は、本来想定している医療施設と同様に取扱うことが適切であると考えられることから、病院又は診療所等による協同組合であって、その組合員が医療法に基づく病院又は診療所等により構成されていることが確認できる場合は、これを使用者特定書面として取扱うこととし、更に、構造上の要件を満足しているものは「医療防疫車」として扱ることが可能となるよう、医療防疫車の構造要件を見直す改正を行うこととした。

2. その他所要の改正を行う

改正スケジュール

本改正規定は、公布の日から適用する。

平成 13 年 4 月 6 日 国自技第 50 号
 改正 平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号
 （傍線の部分は改正部分）

新

使用者特定書面一覧表

車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車(注)		
(略)	(略)	(略)
医療防疫車		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づく病院又は診療所等（<u>中小企業等協同組合の場合は、その組合員がこれらの団体が構成されていることを証する書面</u>）若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・(略)
図書館車		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人<u>であることを証する書面の写し</u> ・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合

旧

使用者特定書面一覧表

車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車		
(略)	(略)	(略)
医療防疫車		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づく病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写し ・(略)
図書館車		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法第 2 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である場合には、当該法人の<u>定款等で図書館業務を行うこととしている旨の書面の写し</u> ・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合

		はそれを確認できる委任状等の書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
(略)	(略)	(略)

注：「用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車」について、法第71条に規定する予備検査を受ける場合には、車検証の交付申請時に書面を確認すること。

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車

単体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づき病院若しくは診療所等（これらの団体に <u>より構成される中小企業等協同組合を含む</u> ）において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づき診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～6（略）	・（略） ・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面（ <u>中小企業等協同組合の場合には、その</u>

		はそれを確認できる委任状等の書面
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
(略)	(略)	(略)

（新設）

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車

単体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づき病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づき診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～6（略）	・（略） ・国、地方自治体、日本赤十字社以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開

			<p>組合員がこれらの団体で構成されていることを証する書面)又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</p> <p>なお、当該自動車所有者が医療防疫車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合には、交付申請時に当該書面の写し(国、地方自治体、日本赤</p>
			<p>設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が医療防疫車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合には、交付申請時に当該書面の写し(国、地方自治体、日本赤十字社が使用者となる場合には、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</p>

		<p>十字社が使用者となる場合にあっては、委任状等)の提出を求め確認を行うものとする。</p>			
<p>教習車</p>	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>・自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から公安委員会に対して教習用自動車の証明願いをした場合、公安委員会は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定</p>	<p>教習車</p>	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p>	<p>・自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から都道府県警察本部に対して教習用自動車の証明願いをした場合、都道府県警察本部は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証</p>

		<p>外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合は、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>
		<p>明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなっているので、これらの証明書の写しの提出を求めるとする。なお、当該自動車の所有者が教習車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合は、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>

3 - 1 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) の自動車			3 - 1 用途区分通達 4 - 1 - 3 (1) の自動車		
車体の形状 粉粒体運搬車	構造要件 (略)	留意事項 <ul style="list-style-type: none"> • <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第8号、第159条第2項第8号又は第237条第2項第8号参照</u> 	車体の形状 粉粒体運搬車	構造要件 (略)	留意事項 <ul style="list-style-type: none"> • <u>実施要領4-41-8参照</u>
タンク車 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、5号又は6号、第159条第2項第4号、5号又は6号若し</u> 	タンク車 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>実施要領4-41-3、4-41-4、4-41-5参照</u>

		<p>＜は第237条第2項第4号、5号又は6号参照</p> <p>・(略)</p>			<p>・(略)</p>
アスファルト運搬車	(略)	<p>・<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u></p>	アスファルト運搬車	(略)	<p>・<u>実施要領4-41-3参照</u></p>
活魚運搬車	(略)	<p>・密閉された容器の最大積載量の算定は、<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号</u>を準用する。</p>	活魚運搬車	(略)	<p>・密閉された容器の最大積載量の算定は、<u>実施要領4-41-3</u>を準用する。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> • (略)
散水車	散水作業を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略)	<ul style="list-style-type: none"> • 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 • <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第2項第4号参照</u> 	
糞尿車	糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略)	<ul style="list-style-type: none"> • 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 • <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第4号、第159条第2項第4号又は第237条第</u> 	
			<ul style="list-style-type: none"> • (略)
散水車	散水作業を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略)	<ul style="list-style-type: none"> • 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 • <u>(新設)</u> 	
糞尿車	糞尿を回収して運搬するために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1～3 (略)	<ul style="list-style-type: none"> • 1の物品積載設備は、最大積載量を算定するものとする。 • <u>(新設)</u> 	

2頁第4号参照

附 則（平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号）

1 本改正規定は、公布の日から適用する。

(2)「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第125号
平成30年8月28日

地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は平成30年9月1日から施行する。

「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">封印取付け委託要領</p> <p>(適用) 第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」という。）に關しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 受託者 封印取付け委託を受けた者 (2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 (3) 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であつて、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。 ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。） エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合</p>	<p style="text-align: center;">封印取付け委託要領</p> <p>(適用) 第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」という。）に關しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 受託者 封印取付け委託を受けた者 (2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 (3) 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であつて、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。 ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。） エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合</p>

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であつて、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であつて、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあつては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であつて、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であつて、その所属する行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあつては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に

限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
 (事業場)
 第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。
 (委託に当たったの考慮事項)
 第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

(1) 封印取付け責任者
 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

(2) 事業場
 受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。

(3) 施封センター方式
 乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

(4) 巡回施封方式
 丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(5) 出張封印方式

限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
 (事業場)
 第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。
 (委託に当たったの考慮事項)
 第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

(1) 封印取付け責任者
 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

(2) 事業場
 受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。

(3) 施封センター方式
 乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

(4) 巡回施封方式
 丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(5) 出張封印方式

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3条の保管場所を言う。以下同じ。）等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行うおうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならない。

（封印取付け受託者準則）

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

（封印取付け委託書）

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3条の保管場所を言う。以下同じ。）等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行うおうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等なければならない。

（封印取付け受託者準則）

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

（封印取付け委託書）

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受

託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があるとき認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業範囲	作業者
<ul style="list-style-type: none"> 輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行うた自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 	日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者

託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託）

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があるとき認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業範囲	作業者
<ul style="list-style-type: none"> 輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行うた自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 	日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者

<p>自動車登録業務に十分精通した行政書士</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 • 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 • 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づき封印の取付け作業
<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基</p>	<ul style="list-style-type: none"> • その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業

<p>自動車登録業務に十分精通した行政書士</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 • 他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 • 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づき封印の取付け作業
<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基</p>	<ul style="list-style-type: none"> • その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業

<p>つき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあつては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 	<p>つき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあつては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業
<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書

士に限る。以下同じ。)又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会(行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。)に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じて行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付(前渡しを含む。)したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に關し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本通達は、平成30年9月1日から施行する。

士に限る。以下同じ。)又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会(行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項第2号の規定により申請した自動車に限る。)に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に又は当該団体の構成員を通じて行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付(前渡しを含む。)したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に關し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本通達は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日(本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者)としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式(略)

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
「A県(A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該

(経過措置)

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者及び乙種受託者並びに丙種受託者は、本通達の施行の日(本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者及び第4号の丙種受託者)としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式(略)

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
「A県(A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

- 3 乙種受託者の場合
- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該

自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

4 丙種受託者の場合

(1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

5 丁種受託者の場合

(1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更され

自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

4 丙種受託者の場合

(1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

5 丁種受託者の場合

(1) 所屬する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合

(2) 所屬する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変

<p>るもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>（3）道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合</p>	<p>更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>（3）道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合</p>
<p>別記</p> <p>封印取付け受託者準則</p> <p>（適用）</p> <p>第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。</p> <p>（2）有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者</p> <p>（封印受払い簿）</p> <p>第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。</p> <p>2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。</p> <p>3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。</p> <p>（封印の保管）</p> <p>第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。</p> <p>（打損した封印等）</p> <p>第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。</p> <p>（封印の紛失）</p>	<p>別記</p> <p>封印取付け受託者準則</p> <p>（適用）</p> <p>第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。</p> <p>（2）有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者</p> <p>（封印受払い簿）</p> <p>第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。</p> <p>2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。</p> <p>3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。</p> <p>（封印の保管）</p> <p>第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。</p> <p>（打損した封印等）</p> <p>第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。</p> <p>（封印の紛失）</p>

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書（第1号様式）2通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があつたとき（事業場の位置に変更があつたときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までに行つ

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書（第1号様式）2通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があつたとき（事業場の位置に変更があつたときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までに行つ

<p>た封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。</p> <p>2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。</p> <p>(無償受託)</p> <p>第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p>	<p>た封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。</p> <p>2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。</p> <p>(無償受託)</p> <p>第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p>
---	---

(3) 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

国自情第129号
平成30年8月28日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を一部改正することから、その具体的な運用について別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

「封印取付け委託要領の運用等」(平成18年10月4日付国自管第87号課長通達)の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">封印取付け委託要領の運用等</p> <p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について</p> <p>(1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であつて、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であつて、古物営業法(昭和24年法律第108号)第16条の規定によつて帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について</p> <p>(1) 委託先 ① (一社)日本中古自動車販売協会連合会(以下「中古自動車連合会」という。)の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体(以下「団体」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。 ② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若し</p>	<p style="text-align: center;">封印取付け委託要領の運用等</p> <p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について</p> <p>(1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であつて、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であつて、古物営業法(昭和24年法律第108号)第16条の規定によつて帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について</p> <p>(1) 委託先 ① (一社)日本中古自動車販売協会連合会(以下「中古自動車連合会」という。)の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体(以下「団体」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。 ② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しく</p>

くは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であつて、古物営業法第16条の規定によつて帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

① 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)とする。封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第10条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに關しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に關する取り決めを交わすものとする。

は販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であつて、古物営業法第16条の規定によつて帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

① 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)とする。封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第10条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに關しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に關する取り決めを交わすものとする。

<p>(4) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。</p>	
<p>輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証 (写)
<p>行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車 (乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書 (写) 等
<p>指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書 (写) 等及び保安基準適合証
<p>指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・ 譲渡証明書 (写) 等
<p>変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事項等通知書及び旧自動車検査証 (写)

<p>(4) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。</p>	
<p>輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証 (写)
<p>行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車 (乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書 (写) 等
<p>指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡証明書 (写) 等及び保安基準適合証
<p>指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・ 譲渡証明書 (写) 等
<p>変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け</p>	<p>書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事項等通知書及び旧自動車検査証 (写)

車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書(写) ・出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真

6 基本通達第10条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるように必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確認書から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるように必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確認書を交わすこととする。確認書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書(写) ・出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真

6 基本通達第10条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるように必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確認書を交わすこととする。確認書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるように必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確認書を交わすこととする。確認書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

7 基本通達第10条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いは当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(削除)

(イ) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じた基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いは当該団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(削除)

7 基本通達第10条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いは当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

(ウ) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じた基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いは当該団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

なお、丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあつては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、譲渡証明書(写)等の提示をもって当該構成員自ら販売する自動車に係る封印であることを確認するものとする。また、当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる際に当該構成員は、封印を行政書士に引渡すこととする。

(ウ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあつては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第10条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じて他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じて再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるように必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して再委託先である当該行政書士から再々委託先である他の行政書士に封印の取付けを依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(ウ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第10条第2項及び第3項の規定

(新設)

8 基本通達第10条第4項について
(丁種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(新設)

(イ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する

により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあつては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

- 9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について
運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。
- 10 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について
運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合は交付代行者から求めがあつた場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認印を押印した日から5年間保存しなければならない。

自動車を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士にあつては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、譲渡証明書(写)等の提示をもって当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)に係る封印であることを確認するものとする。

- 9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について
運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。
- 10 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について
運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合は交付代行者から求めがあつた場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認印を押印した日から5年間保存しなければならない。

(4)「自動運転車の安全技術ガイドライン」の策定について

国自技第 1 1 6 号
平成 30 年 9 月 12 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局技術政策課長

「自動運転車の安全技術ガイドライン」の策定について

自動運転は、交通事故の削減、渋滞の緩和、高齢者の移動手段の確保等の課題の解決に大きな効果が期待されており、2020 年までに、高速道路での高度な自動運転（レベル 3 以上）の市場化や限定地域における無人自動運転移動サービス（レベル 4）の実現を目指すとともに、2025 年を目途に、高速道路における完全自動運転（レベル 4）の市場化等が政府全体の目標として示されています。

また、レベル 3 以上の高度な自動運転を実現するためには、道路交通関連法規について見直しが必要であり、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成 30 年 4 月 IT 総合戦略本部決定）において、2020 年以降 2025 年頃の導入初期段階を想定した道路交通関連法規の見直しに関する政府全体の方向性がとりまとめられ、レベル 3 又はレベル 4 の自動運転システムを有する自動車（以下「自動運転車」という。）の早期実用化に向けた取り組みを加速しているところです。

このような背景を踏まえ、自動運転の早期実用化に向けて、国際基準が策定されるまでの間も、安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、今般、「自動運転車の安全技術ガイドライン」を策定いたしましたので、貴会傘下会員にこの旨周知徹底方お願いします。

自動運転車の安全技術ガイドラインの策定

～自動運転車の開発が一層促進されます～

国土交通省は、自動運転車の安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の自動運転車※が満たすべき安全性に関する要件を明確化しました。

これにより、自動車メーカーの自動運転車の開発が一層促進されることが期待されます。

国土交通省は、自動運転の早期実用化に向けて、国際基準が策定されるまでの間も、安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、自動運転車の安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の自動運転車※が満たすべき安全性に関する要件を明確化しました。

これにより、自動車メーカーの自動運転車の開発が一層促進されることが期待されます。

国土交通省は、引き続き、国際的な議論を主導して、自動運転に係る国際基準の策定に向けた検討を進めて参ります。

「自動運転車の安全技術ガイドライン」のポイント (※ 詳細については別紙をご覧ください。)

- 「自動運転システムが引き起こす人身事故がゼロとなる社会の実現を目指す」ことを目標として設定
- 具体的には、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「自動運転車の運行設計領域(ODD)において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと」と定め、ドライバーモニタリング機能の装備、サイバーセキュリティ対策、ユーザーへの情報提供など、自動運転車が満たすべき安全性に関する要件を設定

※レベル3とは「システムが全ての運転操作を行うが、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要」な条件付自動運転であり、レベル4は「特定条件下においてシステムが全ての運転操作を行う」特定条件下における完全自動運転のことを指します。

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 久保、藤倉、永島

代表:03-5253-8111(内線 42259、42214、42216)

直通:03-5253-8591、FAX 03-5253-1639

自動運転車の安全技術ガイドライン

平成30年9月

国土交通省自動車局

<目次>

1. ガイドライン策定の背景・目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. ガイドラインの対象車両	・ ・ ・ ・ ・ 2
3. 自動運転車の安全性に関する基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 3
4. 自動運転車の安全性に関する要件	
(1) 運行設計領域（ODD）の設定	・ ・ ・ ・ ・ 4
(2) 自動運転システムの安全性	・ ・ ・ ・ ・ 4
(3) 保安基準の遵守等	・ ・ ・ ・ ・ 5
(4) ヒューマン・マシン・インターフェース（HMI）	・ ・ ・ ・ ・ 6
(5) データ記録装置の搭載	・ ・ ・ ・ ・ 7
(6) サイバーセキュリティ	・ ・ ・ ・ ・ 7
(7) 無人自動運転移動サービスに用いられる車両の 安全性（追加要件）	・ ・ ・ ・ ・ 8
(8) 安全性評価	・ ・ ・ ・ ・ 8
(9) 使用過程における安全確保	・ ・ ・ ・ ・ 9
(10) 自動運転車の利用者への情報提供	・ ・ ・ ・ ・ 9

1. ガイドライン策定の背景・目的

「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 閣議決定）や「官民 ITS 構想・ロードマップ 2017」（平成 29 年 5 月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、2020 年までに、高速道路での高度な自動運転（レベル 3 以上）の市場化や限定地域における無人自動運転移動サービス（レベル 4）の実現を目指すとともに、2025 年を目途に、高速道路における完全自動運転（レベル 4）の市場化等が政府全体の目標として示されているところである。

また、レベル 3 以上の高度な自動運転を実現するためには、車両の安全基準や交通ルール等の多岐にわたる道路交通関連法規について見直しが必要であり、「自動運転に係る制度整備大綱」（平成 30 年 4 月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）において、2020 年以降 2025 年頃の導入初期段階を想定した道路交通関連の法制度の見直しに関する政府全体の方向性がとりまとめられ、国を挙げてレベル 3 又はレベル 4 の自動運転システムを有する自動車（以下「自動運転車」という。）の早期実用化に向けた取り組みを加速しているところである。

自動運転車の実用化に向けては、運転者による運転を前提とした従来の車両の安全基準に加え、自動運転システムが車両の操作を行うことに対応した新たな安全基準や安全性評価（基準認証）手法を設定する必要がある。現在、全国各所において官民を挙げた実証実験・検証が進められるとともに、自動車の安全・環境基準の国際的な調和を図る場である国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、緊急自動ブレーキや自動操舵、サイバーセキュリティ等の自動運転に係る国際的な安全基準や安全性評価（基準認証）手法の策定に向けた議論を我が国が主導して取り組んでいるところである。

本ガイドラインは、制度整備大綱において、自動運転車が満たすべき安全性の要件や安全確保策について本年夏頃を目途にガイドラインとして取りまとめることとされたことを踏まえ、自動運転車の導入初期段階において車両が満たすべき安全要件を定めることにより、国際的な議論を踏まえた安全基準や安全性評価（基準認証）手法が策定されるまでの間においても、適切に安全性を考慮した自動運転車の開発、実用化を促すことを目的として策定するものである。

なお、本ガイドラインは、自動運転車が満たすべき基本的な考え方を示したものであり、今後、具体的な要件の検討を行うとともに、今後の技術開発や国際基準の策定動向等を踏まえ、適宜見直すこととする。

2. ガイドラインの対象車両

本ガイドラインの対象車両は、政府全体の市場化目標が設定され、今後早期に実用化されることが見込まれる、レベル3又はレベル4の自動運転システムを有する乗用車、トラック及びバスとする。

なお、本ガイドラインにおける自動運転化レベルは、「自動運転に係る制度整備大綱」における定義（SAE J3016（2016）等）を採用する。

自動運転化レベルの定義の概要

レベル	名称	定義概要	安全運転に係る監視、対応主体
運転者が一部又は全ての動的運転タスクを実行			
0	運転自動化なし	運転者が全ての動的運転タスクを実行	運転者
1	運転支援	システムが縦方向又は横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
2	部分運転自動化	システムが縦方向及び横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
自動運転システムが（作動時は）全ての運転タスクを実行			
3	条件付運転自動化	システムが全ての動的運転タスクを限定領域 ¹ において実行 作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に適切に応答	システム（作動継続が困難な場合は運転者）
4	高度運転自動化	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行	システム
5	完全運転自動化	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を無制限に（すなわち、限定領域内ではない）実行	システム

赤枠：本ガイドラインの対象範囲

¹ 本ガイドラインにおける「運行設計領域（ODD）」は、「自動運転に係る制度整備大綱」においては「限定領域」と表記されている。

3. 自動運転車の安全性に関する基本的な考え方

我が国における交通死亡事故発生件数の多くが運転者の違反（ヒューマンエラー）に起因することから、自動運転技術の実用化により、これらヒューマンエラーに起因する交通死亡事故が大幅に削減されることが期待されている。このため、自動運転車は、それぞれのレベルに応じた走行条件下において、人間のみが運転する場合よりも高度な認知、判断及び操作を行い、ヒューマンエラーに起因する事故が削減されるものでなければならない。また、自動運転の実現により、高齢者等の移動支援、物流サービス等における運転手不足への対応等、我が国で生じている道路交通に関する様々な課題を解決することが期待されているが、レベル3以上の高度な自動運転システムは開発途上の技術であり、社会受容性を踏まえると、その開発・普及に向けては、自動運転システムが引き起こす事故を未然に防止することを念頭に、運転者が自動運転システムを正しく使用し、自動運転車の走行に求められる役割を果たすことを前提として、全てに優先して自車及び周囲の道路交通の安全が確保されることが必要である。

これを踏まえ、本ガイドラインでは、自動運転の実現において、「自動運転システムが引き起こす人身事故²がゼロとなる社会の実現を目指す」ことを目標として設定し、自動運転車の開発・普及促進を行う意義を明確にする。

この目標の達成に向けて、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「許容不可能なリスクがないこと」³、すなわち、自動運転車の運行設計領域（ODD）⁴において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことと定め、この定義に基づいて自動運転車が満たすべき車両安全要件を設定し、その安全性を確保する。

² 本ガイドラインにおける「自動運転システムが引き起こす人身事故」とは、自動運転システムに責任がある事故のことを指し、故意の飛び出し等被害者側に責任がある事故や整備不良等に起因する事故は含まない。

³ 「安全側面の規格への導入指針の国際規格」（ISO/IEC Guide 51:2014）において、安全の定義を「許容不可能なリスクがないこと」、許容可能なリスクを「現在の社会の価値観に基づいて、与えられた状況下で受け入れられるリスク」と定めており、本ガイドラインにおける自動運転車が満たすべき車両安全の定義は、この国際規格の定義に沿って設定した。

⁴ 運行設計領域（ODD：Operational Design Domain）とは、自動運転システムが正常に作動する前提となる設計上の走行環境に係る特有の条件のことをいう。（4.（1）参照）

※ODDに含まれる走行環境条件としては、例えば次のものが挙げられる。

- ✓ 道路条件（高速道路、一般道、車線数、車線の有無、自動運転車の専用道路等）
- ✓ 地理条件（都市部、山間部、ジオフェンスの設定 等）
- ✓ 環境条件（天候、夜間制限 等）
- ✓ その他の条件（速度制限、信号情報等のインフラ協調の要否、特定された経路のみに限定すること、保安要員の乗車要否 等）

4. 自動運転車の安全性に関する要件

自動運転に用いられる車両は、次の措置を講じることにより、その安全性を確保しなければならない。

(1) 運行設計領域（ODD）の設定

レベル3以上の高度な自動運転システムは未だ開発段階の技術であり、あらゆる道路環境や気象条件等で自動運転車が完全に安全な走行が行える技術水準に至っていない。このため、個々の自動運転車が有する性能及び使用の態様に応じた運行設計領域（ODD）を定め、走行環境や運用方法を制限し、自動運転システムが引き起こす人身事故であって、合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを確保する必要がある。

【要件】

- ①自動車製作者等及び自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、自動運転車が有する性能及び使用の態様に応じた ODD を定め、走行環境や運用方法を制限し、自動運転システムが引き起こす人身事故であって、合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを確保すること。
- ②ODD は、自動運転システムが機能する特定の条件を規定し、例えば次の走行環境条件について設定すること。
 - ・道路条件（高速道路、一般道、車線数、車線の有無、自動運転車の専用道路等）
 - ・地理条件（都市部、山間部、ジオフェンスの設定 等）
 - ・環境条件（天候、夜間制限 等）
 - ・その他の条件（速度制限、信号情報等のインフラ協調の要否、特定された経路のみの運行に限定すること、保安要員の乗車要否 等）

(2) 自動運転システムの安全性

自動運転車は、設定された ODD の範囲内において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを確保する必要がある。このため、制御系やセンサ系の冗長性を確保する等によりシステムの安全性を確保するとともに、設定された ODD の範囲外となった場合（範囲外となりそうな場合を含む。以下同じ。）や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難となった場合には、最終的に車両を自動で安全に停止させることが必要である。

【要件】

- ①交通ルールに関する法令を遵守するものであること。

- ②設定された ODD の範囲内にあるかどうか確実に認識し、当該範囲内においてのみ自動運転システムが作動するものであること。
- ③自動運転システムの作動は、運転者（又は運行管理者）の意思により行うことができるものであること⁵。
- ④制御系やセンサ系の冗長性を確保すること等により、システムの安全性を確保することができるものであること。
- ⑤レベル3の自動運転車については、次の要件を満たす自動運転システムであること。
- ・設定された ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難であるとシステムが判断した場合⁶において、運転者に対し介入のための警告（運転権限の委譲）を行うこと
 - ・運転者に運転権限が委譲されるまでの間、システムの機能を維持又はシステムの機能を制限した状態でシステムの稼働を継続させるフォールバック（縮退運転）を行うことにより、安全に自動運転を継続すること
 - ・システムから運転者に運転が引き継がれたか否かを判別することができること
 - ・システムから運転者に運転が引き継がれない場合において、車両を自動で安全に停止⁷させるミニマル・リスク・マヌーバー（MRM）を設定すること⁸
- ⑥レベル4の自動運転車については、設定された ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難であるとシステムが判断した場合において、車両を自動で安全に停止⁷させる MRM を設定すること⁸。

（3）保安基準の遵守等

自動運転車は、既に定められた自動運転に係る道路運送車両の保安基準を満たすこと。また、関係する ISO 等の国際標準等を満たすことが望ましい。

【要件】

⁵ 運転者（又は運行管理者）の意思により自動運転システムの作動を停止させることができること等、具体的な要件について、国際的な議論を踏まえつつ検討を進める。なお、レベル4の車両について当該要件を課す必要があるかどうかについては、今後の国際的な議論を踏まえ別途検討する必要がある。

⁶ 設定された ODD の範囲外に出ることが予想される場合は、あらかじめ運転者に対し、システムからの介入のための警告（運転の権限委譲）が行われる可能性があることを注意喚起することが望ましい。

⁷ 車両を路肩等の安全な場所に自動で移動して停止させることが望ましい。

⁸ 自動運転車の MRM の設定は、周囲への警報を行いつつ、車線を維持、又は車線を変更しながら自動で安全に停止させる措置が想定されるが、今後の技術開発の動向及び国際的な基準の検討状況を踏まえ具体的な要件を検討する。

- ①自動運転に係る装置・機能のうち、道路運送車両の保安基準が定められているものについては、当該基準に適合するものであること
- ②①以外の自動運転に係る装置・機能については、今後早期に国連規則が成立することが見込まれる装置・機能の要件や、関係する ISO 等の国際標準や業界標準に適合することを推奨する
- ③自動運転に係る装置・機能以外の車両の構造・装置については、道路運送車両の保安基準の規定に適合するものであること

(4) ヒューマン・マシン・インターフェース (HMI)

自動運転車は、これまで運転者が行っていた認知、判断及び操作をシステムが担うことから、システムの作動状況を運転者（又は運行管理者）又は乗員に知らせるためのヒューマン・マシン・インターフェース (HMI) を備えることが必要である。

また、レベル3の自動運転車は、あらかじめ設定された ODD の範囲内においてシステムが運転操作を行うことができるが、走行環境の変化等により ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、システムによる運転の継続が困難となった場合には、システムからの介入のための警告に応じ、運転者がシステムから運転操作を引き継ぐことが必要となる。このため、例えば運転者が居眠りをしていないか等、運転者がシステムから運転操作を引き継ぐことができる状態にあることを監視し、必要に応じ警報を発することができるドライバーモニタリング等の機能を有する HMI を備えることが必要である。

【要件】

- ①レベル3の自動運転車については、次の機能を有する HMI を備えること。
 - ・自動運転システムの作動状況を運転者が容易かつ確実に認知することができる機能
 - ・運転者がシステムからの運転操作を引き継ぐことができる状態にあること⁹を監視し、必要に応じ警報を発することができる機能（ドライバーモニタリングシステム等）
 - ・システムからの引き継ぎ要求を運転者が確実に認知することができる機能
 - ・システムから運転者に運転が引き継がれたかどうか判別することができる機能

⁹ レベル3の自動運転車に乗車中の運転者に係る義務の見直し等に関する関係省庁における検討を踏まえ、ドライバーモニタリングを行った上で警報を発する必要がある運転者の挙動について、今後具体的な要件を検討する。

②レベル4の自動運転車については、次の機能を有するHMIを備えること。

- ・自動運転システムの作動状況¹⁰を運転者（又は運行管理者）又は乗員が容易かつ確実に認知することができる機能¹¹
- ・自動運転の継続が困難であるとシステムが判断し、車両を自動で停止させることをあらかじめ運転者又は乗員（及び運行管理センターにおいて遠隔監視される車両にあつては運行管理者）に知らせることができる機能

（5）データ記録装置の搭載

自動運転システムの作動状況や運転者の状況等をデータ¹²として記録する装置を備えることが必要である。

なお、今後、データ記録装置の具体的な要件（データとして記録する事項、記録時間、保持期間等の要件や、データの使用目的及び個人情報の取扱い等）や搭載義務化について検討されることとなっており、これを踏まえ、具体的なデータ記録装置の要件について決定する。

【要件】

自動運転システムの作動状況や運転者の状況等のデータ¹²を記録する装置を備えること。

（6）サイバーセキュリティ

自動運転車は、3次元デジタル地図情報、交通情報、信号情報等の運行に必要な情報に係る通信のほか、運行管理センターからの遠隔監視のための通信、ECUの制御プログラムや自動運転ソフトを無線通信によりアップデートするOTA（Over The Air）など、最新のデータやプログラムを無線通信で取得することを前提として自動運転システムが安全に機能することとなると考えられる。このため、ネットワークに接続したコネクテッドカーである自動運転車の安全確保の観点から、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を講じることが不可欠である。

【要件】

自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、サ

¹⁰ レベル3とレベル4の両方の自動運転モードを有する自動運転車については、運転者がレベル3の自動運転モードであるかレベル4の自動運転モードであるかを区別して認知できること。

¹¹ レベル4における当該機能の義務づけについては今後検討する

¹² 記録するデータとしては、自動運転システムの作動状況や運転者の状況のほか、周囲の状況、自動車の制御情報等が想定されるが、記録すべきデータについては、国際動向や事故責任のあり方の動向も踏まえつつ今後検討を行う。

イバーセキュリティに関する国連（WP29）等の最新の要件¹³を踏まえ、自動運転車のハッキング対策等のサイバーセキュリティを考慮した車両の設計・開発を行うこと。

（7）無人自動運転移動サービスに用いられる車両の安全性（追加要件）

無人自動運転移動サービス（レベル4）に用いられる自動運転車については、（1）～（6）の要件に加え、次の要件¹⁴を満たすものであること。

【要件】

- ①設定された ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難であるとシステムが判断した場合において、路肩等の安全な場所に車両を自動で移動し停止させる MRM を設定すること¹⁵。
- ②運行管理センターから車室内の状況が監視できるカメラ、音声通信設備を設置すること。
- ③車室内の乗員が容易に押せる位置に非常停止ボタンを設置すること。
- ④非常停止時（MRM 作動や事故による停止を含む。以下同じ。）に、運行管理センターに自動通報する機能を有すること。
- ⑤非常停止時における運行管理センターとの連絡状況等、非常時の対応状況について HMI により乗員にわかりやすく伝える機能を有すること。

（8）安全性評価

自動運転車は、設定された ODD において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを担保する必要がある。このため、自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、設定された ODD において合理的に予見される危険事象に関し、シミュレーション、テストコース又は路上試験を適切に組み合わせた検証を

¹³ 平成 29 年 3 月に国連で成立したサイバーセキュリティガイドライン等で示されている要件の例

- ・自動運転車の接続及び通信の安全確保
- ・車外のネットワークから車内の制御系ネットワークが影響を受けないこと
- ・システムの機能不全時の「セーフモード」を備えること
- ・不正操作を検知したときは、運転者に警告の上、車両を安全にコントロールすること

¹⁴ ①～⑤の要件の他、旅客運送事業に用いられる車両については、今後、運転者が乗車しない場合の輸送の安全及び旅客の利便性確保のための運行管理、整備管理等に係る遵守事項を検討し、運送事業者等が自動運転車を事業に円滑に導入するために必要な新たな要件や手順等についてガイドラインが策定される予定となっていることから、当該ガイドラインにおいて定められる車両安全に係る要件を考慮すること。

¹⁵ 移動サービスにあつては、乗客が安全に外部へ降車できる必要があることから、路肩等の安全な場所に車両を自動で移動し停止させる MRM を備えることを要件とした。

行い、その安全性について事前に確認することが必要である。

【要件】

自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、設定された ODD において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことについて、シミュレーション、テストコース又は路上試験を適切に組み合わせた検証を行い確認すること¹⁶。

(9) 使用過程における安全確保

使用過程の自動運転車の安全確保の観点から、自動運転車の保守管理（点検整備）及びサイバーセキュリティを確保するためのソフトウェアのアップデート等に係る措置を講じることが必要である。

【要件】

- ①自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、自動運転車に搭載されるソフトウェア等について、使用過程においてサイバーセキュリティを確保するために必要なアップデート等に係る措置を講じること。
- ②自動運転車の使用者は、自動運転車の保守管理（点検整備）を行うとともに、自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者の求めに応じ、サイバーセキュリティを確保するために必要となるソフトウェアのアップデート等の必要な措置に係る作業を実施すること。

(10) 自動運転車の使用者への情報提供

自動運転車が安全を確保するためには、自動運転車の使用者が、乗車する自動運転車の機能のみならず、機能限界時の挙動や運転者の義務等について理解することが必要不可欠である。このため、ディーラーを含む自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、自動運転車の使用者に対し、システムの使用方法、ODD の範囲、機能限界、システムによる運転の継続が困難になった場合に運転の引き継ぎが必要になること等を周知し、使用者が理解することができる措置を講じることが必要である。

【要件】

自動車製作者等（ディーラーを含む）又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、自動運転車の使用者に対し、平易な資料等を用いて次の点

¹⁶ 自動運転車の安全性が確保されているかどうかを国が評価（基準認証）するための手法について、国際的な議論を踏まえつつ検討を進める。

を周知し、使用者が理解することができる措置を講じること。

- ・ システムの作動条件、ODD の範囲、機能限界
- ・ 運転者のタスク（レベル3の車両にあっては、システムによる運転の継続が困難になった場合に運転操作を引き継がなければならないこと等）
- ・ システムの性能や作動状況に応じて行い得る運転以外の行為（レベル3の車両）
- ・ HMI の表示（自動運転システムが作動中であるか否か等）に係る情報
- ・ システムに異常が発生した場合の車両の挙動
- ・ 使用過程の自動運転車の保守管理（点検整備）やソフトウェアのアップデートを適切に行うこと¹⁷

¹⁷ 車両安全に直接影響する自動運転システムのソフトウェア等のアップデートについて、自動運転車の使用者の責任で行うこととするべきか、または自動車製作者又は移動サービスのシステム提供者の責任で行うこととするべきかについて、今後検討が必要。

(5) 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第152号の2
平成30年9月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となったことから、今般、標記通達について改正した旨を別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

本取扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

国自整第152号
平成30年9月28日

地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い
及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となったことから、今般、標記通達について別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会には別添のとおり通知したので申し添える。

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）の一部改正について

1. 改正の背景

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」（平成 14 年 7 月 1 日付け、国自整第 63 号）では、道路運送車両法第 91 条の 3 の規定に基づく道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項等の取扱い及び指導について規定しているところ。

今般、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 51 号）により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となった。

これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

自動車分解整備事業者が点検又は整備作業の依頼者に対し交付する概算見積りについて、書面による交付に代えて電磁的方法による交付でもよいこととする。

3. スケジュール（予定）

施行：平成 30 年 10 月 1 日（省令改正の施行日）

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）

（国自整第63号 平成14年7月1日）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）</p>	<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）</p>
<p>本文（略）</p> <p>記</p>	<p>本文（略）</p> <p>記</p>
<p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱いの要領（略）</p>	<p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱いの要領（略）</p>
<p>第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等</p> <p>(1) 自動車分解整備事業者の遵守事項等</p> <p>法第91条の3の規定に基づき道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付</p> <p> i（略）</p> <p> ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。</p> <p>また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概</p>	<p>第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等</p> <p>(1) 自動車分解整備事業者の遵守事項等</p> <p>法第91条の3の規定に基づき道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）第62条の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付</p> <p> i（略）</p> <p> ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。</p> <p>また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概</p>

新	旧
<p>書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となつた整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「<u>独立行政法人自動車技術総合機構法</u>」(平成11年12月22日法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する<u>規程</u>に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ～ 4. (略)</p> <p><u>附則 (平成30年9月28日国自整第152号)</u> <u>本改正規定は平成30年10月1日から施行する。</u></p> <p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>1. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>	<p>算見積りの額を記載しておくこと。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「<u>自動車検査独立行政法人法</u>」(平成11年12月22日法律第218号)第13条第1項に定める審査事務の実施に関する<u>規定</u>に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. ～ 4. (略)</p> <p>別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>1. 自動車分解整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p>

新

旧

2. 要員関係の基準の解釈

2-1～2-4 (略)

2-5 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に 例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

3. 作業場等の基準の解釈

3-1～3-2 (略)

3-3 完成検査場

ア～オ (略)

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)に 例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

3-4～3-6 (略)

2. 要員関係の基準の解釈

2-1～2-4 (略)

2-5 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示し てある点検作業の範囲
(略)	(略)

3. 作業場等の基準の解釈

3-1～3-2 (略)

3-3 完成検査場

ア～オ (略)

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引き」 (平成7年運輸省告示第342号)に例示し てある点検作業の範囲
(略)	(略)

3-4～3-6 (略)

(6) 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の
一部改正について

国自環第112号の3
平成30年11月30日

一般社団法人 日本自動車工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
一般社団法人 日本産業車両協会 会長
一般社団法人 日本農業機械工業会 会長
一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長
一般社団法人 日本建設機械工業会 会長
一般社団法人 日本自動車車体工業会 会長
一般社団法人 日本自動車部品工業会 会長
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会長
一般財団法人 日本車両検査協会 理事長
一般財団法人 日本自動車研究所 理事長
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人 日本自動車機械工具協会 会長
一般社団法人 日本陸用内燃機関協会 会長

殿（単名各通）

国土交通省自動車局環境政策課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
(平成22年2月5日国自環第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、
別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局並びに関係機関に対して通知しまし
たので了知いただくとともに、傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

国自環第112号
平成30年11月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿（単名各通）
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局環境政策課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
（平成22年2月5日国自環第247号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正した
ので了知されるとともに、今後はこれにより実施されたい。

また、別紙のとおり関係機関及び関係団体に対して通知したところであるが、さら
に関係者に対し周知徹底を図られたい。

「ワゴン車騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
 (平成 22 年 2 月 5 日国自環第 247 号) の一部改正について 新旧対照表

平成 22 年 2 月 5 日付け	国自環第 247 号
改正 平成 22 年 3 月 31 日付け	国自環第 295 号
改正 平成 23 年 3 月 31 日付け	国自環第 205 号
改正 平成 23 年 6 月 30 日付け	国自環第 70 号
改正 平成 24 年 10 月 22 日付け	国自環第 143 号
改正 平成 30 年 11 月 30 日付け	国自環第 112 号

新		旧	
第 1 消音器等の改造及び構造 1. ～ 2. (略)	<p>3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について</p> <p>「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管（テールパイプをいう。以下同じ。）との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け」は、細目告示第 118 条第 2 項第 6 号及び第 196 条第 2 項第 6 号の規定（以下「加速走行騒音性能規制」という。）に影響しない改造の例とする。</p> <p>なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成 23 年 6 月 30 日付け国自環第 70 号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。） <u>記 6. (1) ②、(2) ②又は (3) ②</u>の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。</p>	第 1 消音器等の改造及び構造 1. ～ 2. (略)	<p>3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について</p> <p>「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管（テールパイプをいう。以下同じ。）との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け」は、細目告示第 118 条第 2 項第 6 号及び第 196 条第 2 項第 6 号の規定（以下「加速走行騒音性能規制」という。）に影響しない改造の例とする。</p> <p>なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成 23 年 6 月 30 日付け国自環第 70 号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。） <u>記 6. (2)</u>の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。</p>
4. 使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について	<p>異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添 10 <u>別添 1.1 又は別添 1.2</u>の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められ</p>	4. 使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について	<p>異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添 10 の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）</p>

<p>る改造施工者を含む。)において実施されたものの写しで差し支えないものとする。</p>	<p>において実施されたものの写しで差し支えないものとする。</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い 1. 協定規則と同等な欧州連合指令について</p>	<p>第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い 1. 協定規則と同等な欧州連合指令について</p>
<p>(1) 細目告示第118条第3項第1号イ(5)及び第3号イ(5)並びに第196条第3項第1号イ(5)の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号*及び第41号*にあつては、78/1015/EEC*又は97/24/EEC*の指令とし、協定規則第51号*にあつては、70/157/EEC*の指令とする。</p>	<p>(1) 細目告示第118条第3項第1号ニ及び第196条第3項第1号ニの「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号*及び第41号*にあつては、78/1015/EEC*又は97/24/EEC*の指令とし、協定規則第51号*にあつては、70/157/EEC*の指令とする。</p>
<p>(2) 細目告示第118条第3項第1号イ(6)及び第3号イ(6)並びに第196条第3項第1号イ(6)の「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第59号*にあつては、70/157/EEC*の指令とし、協定規則第92号*にあつては、97/24/EEC*の指令とする。 ※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。 (協定規則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定 ・協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定 ・協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定 ・協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定 ・協定規則第92号とは、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)の交換用消音器に関する規定 <p>(欧州連合指令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州連合指令78/1015/EEC及び97/24/EECとは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定(97/24/EECには二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。) ・欧州連合指令70/157/EECとは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定 	<p>(2) 細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第59号*にあつては、70/157/EEC*の指令とし、協定規則第92号*にあつては、97/24/EEC*の指令とする。 ※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。 (協定規則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定 ・協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定 ・協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定 ・協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定 ・協定規則第92号とは、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)の交換用消音器に関する規定 <p>(欧州連合指令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州連合指令78/1015/EEC及び97/24/EECとは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定(97/24/EECには二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。) ・欧州連合指令70/157/EECとは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定
<p>2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について (1) 細目告示第118条第3項第1号イ(5)及び第3号イ(5)並びに第196条第3項第1号イ(5)の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。 ①～② (略)</p>	<p>2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について (1) 細目告示第118条第3項第1号ニ及び第196条第3項第1号ニの「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。 ①～② (略)</p>
<p>(2) 細目告示第118条第3項第1号イ(6)及び第3号イ(6)並びに第196条第</p>	<p>(2) 細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第</p>

<p><u>3項第1号イ(6)</u>の「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づき書面等について</p> <p>(1) 次に掲げる自動車は、細目告示<u>第118条第3項第1号ロ(2)</u>及び<u>第3号ロ(2)</u>並びに<u>第196条第3項第1号ロ(2)</u>の「外国の法令に基づき書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車は、細目告示<u>第118条第3項第4号ロ(3)</u>及び<u>第196条第3項第2号ロ(3)</u>の外国の法令に基づき書面又は表示により、協定規則第41号第4改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。</p> <p>① 欧州連合規則 168/2013 に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書 (COCPーパー) 又はこれと同等のもの (WVTAラベル・プレート) を有する自動車</p> <p>② 協定規則第41号第4改訂版に基づくマークが、車両識別表示 (車両データプレート) 内か又はその近くに表示されている自動車</p> <p>③ 協定規則第41号第4改訂版又は欧州連合規則 168/2013 に適合する旨の認可書 (協定規則第41号第4改訂版附則Iの車両型式認可書又は欧州連合規則 901/2014 附則VI付録1の車両型式認可書をいう。) の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車</p> <p>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる自動車は、細目告示<u>第118条第3項第2号ロ(2)</u>及び<u>第4号ロ(3)</u>並びに<u>第196条第3項第2号ロ(3)</u>の外国の法令に基づき書面又は表示により、協定規則第51号第3改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。</p> <p>① 協定規則第51号第3改訂版に基づくマークが、車両識別表示 (車両データプレート) 内か又はその近くに表示されている自動車</p> <p>② 協定規則第51号第3改訂版又は欧州連合規則 540/2014 に適合する旨の認可書 (協定規則第51号第3改訂版附則Iの車両型式認可書又は欧州連合規則 540/2014 附則I付録2の車両型式認可書をいう。) の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車</p>	
	<p>59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。</p> <p>①～② (略)</p> <p>3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づき書面等について</p> <p>次に掲げる自動車は、細目告示<u>第118条第3項第2号ロ及び第196条第3項第2号ロ</u>の「外国の法令に基づき書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p><u>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であつて、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u></p> <p>第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて</p> <p>装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>細目告示第40条第1項第3号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であつて、改造後の消音器が道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.（1）また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱つて差し支えない。また、細目告示第40条第1項第4号又は第5号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であつて、改造後の消音器が装置指定消音器又は道路運送車両法第75条の3第7項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置の消音器であるときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.（2）又は（3）また書きの規定による「A」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱つて差し支えない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 指定自動車等の製作者が行う表示</p> <p>1. 製作者表示を行うことができる場合について</p> <p>指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（<u>細目告示第118条第3項第1号イ（1）及び第3号イ（1）並びに第196条第3項第1号イ（1）</u>）の「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器を行う表示」をいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>	<p>第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて</p> <p>装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定自動車等について消音器の改造を行う場合であつて、改造後の消音器が道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器（以下「装置指定消音器」という。）であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標（以下「型式指定番号標」という。）が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6. また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱つて差し支えない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第5 指定自動車等の製作者が行う表示</p> <p>1. 製作者表示を行うことができる場合について</p> <p>指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（<u>細目告示第118条第3項第1号イ及び第196条第3項第1号イ</u>）の「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器を行う表示」をいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>
--	---

(7)「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について

国自整第 2 4 5 号の 2
平成 3 1 年 2 月 5 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方
お願い致します。

整備工場コードの申請書記載に係る通達改正について

【改正の背景】

従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでも指定自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請し、さらに、自動車ユーザーが、国の認証を受けた整備工場で点検整備が行われたことを自動車検査証において認識できるよう、自動車検査証に認証工場の整備工場コードを記載し、ユーザー代行車検と認証工場で整備が行われた上で受検した車検の差別化を図るため、平成30年6月から自動車分解整備事業者のうち、軽自動車以外の申請にあっては認証一連番号を記入のうえ検査申請しているところであるが、今般、軽自動車検査協会において、自動車分解整備事業者の申請に係る体制が整ったことから、平成31年4月から軽自動車についても同様に、認証一連番号を記入のうえ検査申請させることとする。

【改正の概要】

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成16年9月30日付け、国自整第93号、国自技第122号）について、軽自動車の申請書への認証工場の整備工場コードの記入方法を追加する。

【スケジュール】

通達発出：平成31年2月5日

通達施行：平成31年4月1日

国自整第 2 4 5 号
平成 3 1 年 2 月 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成 16 年 9 月 30 日付
け、国自整第 93 号、国自技第 122 号）の一部改正について

従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでも指定
自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請し、平成 30 年 6 月
から自動車分解整備事業者のうち、軽自動車以外の申請にあっては認証一連番号を記
入のうえ検査申請しているところであるが、今般、軽自動車検査協会において、自動
車分解整備事業者の申請に係る体制が整ったことから、平成 31 年 4 月から軽自動車
についても同様に、認証一連番号を記入のうえ検査申請することとしたことから、標
記通達について別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、関係者
に周知徹底を図られたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したの
で申し添える。

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」 (平成16年9月30日付け国自整第93号、国自技第122号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>継続検査等申請書への整備工場コードの記入について</p> <p>街頭検査等において、車両の点検整備の実施状況を調査する機会が増大していること等から、点検整備を実施した自動車分解整備事業場又は指定自動車整備事業場(以下「自動車整備事業場」という。)を容易に特定することができるようにするため、新規検査若しくは予備検査(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第16条第1項の申請に基づき一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に限る。)又は継続検査を申請する場合には、別添、「整備工場コード記入要領」により申請書の整備工場コード欄に運輸支局コード及び自動車整備事業場の認証又は指定の一連番号(以下「整備工場コード」という。)の記入が申請の際に必要となる旨貴局管内の自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>別添 (略)</p>	<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長</p> <p>継続検査等申請書への整備工場コードの記入について</p> <p>街頭検査等において、車両の点検整備の実施状況を調査する機会が増大していること等から、点検整備を実施した自動車分解整備事業場又は指定自動車整備事業場(以下「自動車整備事業場」という。)を容易に特定することができるようにするため、平成30年6月以降、新規検査若しくは予備検査(道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第94条の5第7項の適用を受ける自動車に限る。)又は継続検査を申請する場合(軽自動車にあっては法第94条の5第1項に基づく保安基準適合証が交付された自動車の申請をする場合に限る。)においては、別添、「整備工場コード記入要領」により申請書の整備工場コード欄に運輸支局コード及び自動車整備事業場の認証又は指定の一連番号(以下「整備工場コード」という。)の記入が申請の際に必要となる旨貴局管内の自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>別添 (略)</p>

別添

国自整第 245 号の 2

平成 31 年 2 月 5 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」（平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方
お願い致します。

(8)「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

国自整第 259 号の 3
平成 31 年 3 月 8 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自整第 259 号
平成 31 年 3 月 8 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱い
について」の一部改正について

「道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部を改正する省令」
(平成 31 年国土交通省令第 8 号) が制定されたことに伴い、当該省令の規定に基づ
き、「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」
(平成 7 年 3 月 27 日付け、自技第 43 号、自整第 63 号) を別添新旧対照表のとおり
改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。
なお、関係団体には別紙のとおり通知したので申し添える。

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

平成 31 年 3 月
自動車局整備課

1. 改正の背景

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて（平成 7 年 3 月 27 日付、自技第 43 号、自整第 63 号）」では、道路運送車両法第 94 条の 5 の規定に基づく保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等について規定しているところ。

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）の一部を改正する省令（平成 31 年国土交通省令第 8 号）により、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できるとし、保安基準適合標章について電磁的方法により交付されるものの様式を新たに定めることとなった。

これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できるとし、保安基準適合標章について電磁的方法により交付されるものの様式を新たに定める。

3. スケジュール

施行：平成 31 年 3 月 8 日

「保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 27 日付け、自技第 4 3 号、自整第 6 3 号）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

新	旧
<p>保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の取扱いについて</p> <p>本文（略）</p> <p><u>附則（平成 31 年 3 月 8 日 国自整第 259 号）</u> <u>1. 本改正規定は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。</u></p> <p>別紙 1（略） 別紙 2</p> <p>電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領</p> <p>1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>法第 94 条の 5 第 2 項、第 3 項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。</p> <p>ただし、法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>2 適合標準の用紙（略）</p> <p>適合標準となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。</p> <p>(1) 指定規則<u>第 2 号様式</u>の 2（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。</p>	<p>保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の取扱いについて</p> <p>本文（略）</p> <p>（新設）</p> <p>別紙 1（略） 別紙 2</p> <p>電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領</p> <p>1 登録情報処理機関に提供する情報</p> <p>法第 94 条の 5 第 2 項、第 3 項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報（以下「電子適合証」という。）は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステムへの入力により行う。</p> <p>ただし、法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>2 適合標準の用紙（略）</p> <p>適合標準となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合証の交付時のみに使用する専用紙であること。</p> <p>(1) 指定規則<u>第 2 号様式</u>（表面又は裏面）の端部に、マイクロ文字及び製造者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。</p>

<p>(2) 表面に地紋が印刷されていること。</p> <p>3 適合標章の記載方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適合標章(裏)には、上記1(1)から(11)と同一の情報をプリンタにより印字すること。<u>この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>4 適合標章の表示 (略)</p> <p>5 用紙配布等 (略)</p> <p>6 交付状況の把握等 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p>	<p>(2) 表面に地紋が印刷されていること。</p> <p>3 適合標章の記載方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適合標章(裏)には、上記1(1)から(11)と同一の情報をプリンタにより印字すること。</p> <p>(4) <u>適合標章(裏)の自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検及び検査を行った全ての自動車検査員が押印すること。</u></p> <p>4 適合標章の表示 (略)</p> <p>5 用紙配布等 (略)</p> <p>6 交付状況の把握等 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p>
---	---

(9)「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について

国自技第256号の3
国自整第305号の3
平成31年3月22日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会(組合)におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

1. 改正背景及び概要

- (1) 職権打刻作業時の自動車と打刻プレート等との同一性確認及び打刻プレート等の管理方法を明確化
- (2) 基準緩和自動車認定要領の改正に伴う幅広貨物輸送用トレーラの検査証への記載事項について明確化
- (3) 車体の形状がドリー付トレーラとなる自動車の検査証等の記載事項について明確化
- (4) 自動車検査証の電動機の定格出力の記載についてMOTAS仕様への整合化（小数点第2位まで記載）
- (5) その他所要の改正

2. スケジュール

公布：平成31年3月22日

施行：平成31年3月22日

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式2の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
 改正 平成 31 年 3 月 22 日付け 国自技第 256 号、国自整第 305 号

新	旧
<p>自動車検査業務等実施要領</p>	<p>自動車検査業務等実施要領</p>
<p>目次 (略)</p>	<p>目次 (略)</p>
<p>第 1 章 総則 (略)</p>	<p>第 1 章 総則 (略)</p>
<p>第 2 章 職権による打刻等 (略)</p>	<p>第 2 章 職権による打刻等 (略)</p>
<p>2-1~2-5 (略)</p>	<p>2-1~2-5 (略)</p>
<p>2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)</p>	<p>2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)</p>
<p>2-6-1~2-6-3 (略)</p>	<p>2-6-1~2-6-3 (略)</p>
<p>2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の 2-5(2)又は(3) (以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。 <u>関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面 (以下、「打刻指示書」という。)</u>を作成すること。 <u>この際、予め自動車検査情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあつては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2-6-5 職権に係る打刻に係る作業を行う者 (以下、「打刻実施作業者J」という。)は、以下の事項により職権による打刻に係る作業を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベルの枚数又は刻印は、打刻指示書の記載事項と同一であることを確認して保管場所より持ち出すものとする。</p>	
<p>(2) (1)により使用しない職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印は、保管場所から持ち出さないものとする。</p>	

<p>(3) 同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあつては、職権による打刻に使用する職権打刻プレート、セキュリティラベル及び打刻指示書が混在することがないよう1台毎に管理するものとする。</p> <p>(4) 打刻作業実施場所への職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベル又は刻印の運搬は、第三者には行わせないものとする。</p> <p>(5) 職権による打刻作業を開始する前に、打刻指示書に記載されたシリアル番号等及び職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式と、自動車に表示されているシリアル番号等及び職権による打刻に使用する職権打刻プレートの内容又は刻印が同一であることを確認する。</p> <p>なお、同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあつては、それぞれの職権による打刻作業開始前に確認作業を行うこととし、同時に複数の自動車の確認作業は行わないこととする。</p> <p>(6) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート、セキュリティラベル、刻印、打刻指示書及び職権による打刻に必要な工具等は、盗難、紛失等が発生することのないよう管理のうえ作業することとし、職権による打刻が終了した際は置き忘れがないことを確認するものとする。</p> <p>(7) 職権による打刻を刻印で行つた場合にあつては、打刻作業終了後速やかに刻印を保管場所へ戻すものとする。</p>	<p>2-7 (職権打刻作業依頼)</p> <p>職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。</p> <p>なお、職権打刻作業を依頼した場合には自動車機構等の打刻作業実施者に対して、2-6-5(3)から(6)の事項を厳守させるものとし、職権による打刻で使用した刻印は打刻作業終了後速やかに刻印を返却させるものとする。</p> <p>第3章 自動車の検査 (事務関係)</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1～3-4-11 (略)</p> <p>3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>2-7 (職権打刻作業依頼)</p> <p>職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。</p> <p>なお、職権打刻作業を依頼した場合には自動車機構等の打刻作業実施者に対して、2-6-5(3)から(6)の事項を厳守させるものとし、職権による打刻で使用した刻印は打刻作業終了後速やかに刻印を返却させるものとする。</p> <p>第3章 自動車の検査 (事務関係)</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1～3-4-11 (略)</p> <p>3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>2-7 (職権打刻作業依頼)</p> <p>職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。</p> <p>第3章 自動車の検査 (事務関係)</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 (検査証等の記載事項等)</p> <p>3-4-1～3-4-11 (略)</p> <p>3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

- (9) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物(以下単に「幅広貨物」という。)を輸送することに関する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定」)を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。

(例)

車体の形状		
セミトレーラ		
乗車定員	最大積載量	車両総重量
二人	40000 kg	9850 kg
		49850 kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

- (10) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、脱着式スタンプンを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンプンを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記載する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

車体の形状		
セミトレーラ		
乗車定員	最大積載量	車両総重量
二人	26000 [40000] kg	9990 kg
		35990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンプンを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

- (11) (9)から移動

- (9) 新設(11)に移動

- (10) 新設(12)に移動

- (11) 新設(13)に移動

- (12) (10)から移動
(13) (11)から移動

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」（ドリー付バントレーラ及び3-4-10 注2においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。）となる自動車の検査記等の記載事項等については、次の例により記載する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車体の形状			
		ドリー付トレーラ		車面総重量	
—人	[12700] 12700 kg	[7200] 9300 kg	[19900] 22000 kg		
長さ	[1045] 1196cm	幅	高さ	前前軸重	前後軸重
				3680kg	—kg
				2810kg	2810kg

備考

脱着装置、*第五輪荷重*4、980kg以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重2850kg

3-4-16 (略)

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記載する。

3-4-18 (略)

(新設)
(新設)

3-4-13~3-4-14 (略)

3-4-15 新設(1)に移動

(新設)

(新設)

3-4-16 (略)

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

3-4-18 (略)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(1) (略)

(2) 3-4-15(2)の自動車にあつては以下の例により備考欄に記載するものとする。

(例)

備考

括弧内はセミトラ時を示す。また、セミトラ時の軸重は後後軸重

150kg

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重2850kg、後後軸重

850kg

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.~37. (略)		
38. 保安基準第2条第1項 括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの <u>幅広貨物輸送用セミトラを除外。</u>	(略)	(略)
39. 保安基準第2条第1項 括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの <u>幅広貨物輸送用セミトラを除外。</u>	(略)	(略)
以下 (略)		

3-4-21 (略)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(1) (略)

(新設)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1.~37. (略)		
38. 保安基準第2条第1項 括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの	(略)	(略)
39. 保安基準第2条第1項 括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの	(略)	(略)
以下 (略)		

3-4-21 (略)

<p>3-4-21 の 2 (略)</p> <p>$m \sim S_V$ (略)</p> <p>a: 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s^2)</p> <p>ただし、<u>新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。</u></p> <p>FS: 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)</p> <p>ただし、<u>新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。</u></p> <p>(例) (略)</p> <p>3-4-22～3-15 (略)</p> <p>第 4 章～第 6 章 (略)</p> <p>別表第 1～第 2 号様式 (略)</p>	<p>3-4-21 の 2 (略)</p> <p>$m \sim S_V$ (略)</p> <p>a: 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s^2)</p> <p>ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。</p> <p>FS: 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)</p> <p>ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。</p> <p>(例) (略)</p> <p>3-4-22～3-15 (略)</p> <p>第 4 章～第 6 章 (略)</p> <p>別表第 1～第 2 号様式 (略)</p>
---	---

自動車検査票2

(様式2)

初年度登録年月	車名	型式	車台番号	原動機の型式	ホイールベース (W)		前輪荷重割合
					ホイールベース (計算上)	cm	%
自動車の種別	用途	自家用、事業用の別	車体の形状	※ キヤブオーバーバ、箱型、バン、ステーションワゴン、オートバイ	オーバーハング	※ $\frac{1}{2} \leq \frac{W_1}{W_2} \leq \frac{11}{10}$	最大安定傾斜角度
※ 普通、小型、大型特殊	※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、貸渡、幼児専用、建設機械	※ 自家用			同上(荷台内側) (c)	cm	左
荷重分布	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	オフセット (e = a / 2 - c)	cm	右
前輪							。
後輪							。
計	人	kg	kg	kg			
車両寸法	長さ	cm	巾	高さ	燃料の種類	※ ガソリン、軽油、LPG、メタノール、CNG、電気、その他	(備考欄記載事項 ※ 有・無)
		cm	cm	cm			
荷台客室寸法	(a)	cm	cm	cm	※ 総排気量 又は定格出力		
タイヤサイズ	許容荷重	タイヤ	軸重	GVW	車体の塗色	※ 赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒	審査結果通知書
							適合
(前)	—						審査結果通知欄
(後)	—						適合
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日	年	月	日	号	確認印		審査中断
							再入場確認印
							①
							②

注一、※印欄は該事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該事項以外のものは記入すること。

自動車検査票2

(様式2)

初年度登録年月	車名	型式	車台番号	原動機の型式	ホイールベース (W)		前輪荷重割合
					ホイールベース (計算上)	cm	%
自動車の種別	用途	自家用、事業用の別	車体の形状	※ キヤブオーバーハング、箱型、バン、スチーショウワゴン、オートバイ	オーバーハング	※ $\frac{1}{2} \leq \frac{W_1}{W_2} \leq \frac{11}{10}$	最大安定傾斜角度
※ 普通、小型、大型特殊	※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、貸渡、幼児専用、建設機械	※ 自家用			同上(荷台内側) (c)	cm	左
荷重分布	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	オフセット (e = a / 2 - c)	cm	右
前輪							。
後輪							。
計	人	kg	kg	kg			
車両寸法	長さ	cm	巾	高さ	燃料の種類	※ ガソリン、軽油、LPG、メタノール、CNG、電気、その他	(備考欄記載事項 ※ 有・無)
		(a) cm	cm	cm			
荷台客室寸法					※ 総排気量 又は定格出力		審査結果通知書
タイヤサイズ	許容荷重	タイヤ	軸重	GVW	kg	車体の塗色	審査結果通知欄
							適合
(前)	—				※ 赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒	不適合	
(後)	—				確認印	審査中断	
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日	平成	年	月	日	再入場確認印	①	②

注一、※印欄は該事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該事項以外のものは記入すること。

新	旧
<p>第4号様式～別添2（略）</p> <p><u>附 則</u>（平成31年3月22日国自技第256号、国自整第305号） <u>本改正規定は、平成31年3月22日から適用する。</u> <u>この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式2の検査票は、この要領による改正後の様式に問わず、当分の間、なおこれを使用することができる。</u></p>	<p>第4号様式～別添2（略）</p>

(10)元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

国自安第231号の3

国自環第198号の3

国自技第272号の3

国自情第310号の3

国自審第2101号の3

国自整第313号の3

平成31年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

環境政策課長

技術政策課長

自動車情報課長

審査・リコール課長

整備課長

元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

標記について、別紙により通知したので傘下会員等に対する周知等についてご配慮の程宜しくお願い致します。

国自安第231号
国自環第198号
国自技第272号
国自情第310号
国自審第2101号
国自整第313号
平成31年4月1日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

皇室典範特例法（平成29年法律第63号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成29年政令第302号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることになる。

皇位の継承に伴い、本日、元号法（昭和54年法律第43号）第1項の規定に基づき、元号を改める政令が公布され、新しい元号が5月1日から用いられることとなった。

従って、5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなったが、これに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下運輸支局等に対する周知方よろしくお願いしたい。

なお、別紙の関係団体に対してもこの旨周知したので申し添える。

記

1. 既に交付済みの自動車検査証等の取扱い

(1) 4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時

運行許可証その他の書類に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和3年」と、「平成34年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものとする。

2. 5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱い

(1) 端末機出力帳票の取扱い

自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される書類については、全て新元号「令和」で印刷される。

(2) 検査標章等の取扱い

イ. 自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。

ロ. 保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

ハ. 回送運行許可証等、その他交付する書類については、全て新元号「令和」で印刷する。但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

(3) 出張検査・登録等の際の取扱い

出張検査・登録又はシステムの不具合発生時等の際に既に交付済みの自動車検査証の有効期間を更新する場合においては、新たに記入する有効期間の欄中「平成」を二本線で抹消の上、「令和」に訂正し返付するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

3. 申請書の取扱い

(1) OCRシートについて

イ. 元号が入力事項となっている1号、2号、3号様式の2、5号、6号、7号、21号、22号シートについては、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなるので、この点留意されたい。

ロ. 申請年月日等元号が入力事項でないものについては、申請者が「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに入用して差し支えないものとする。

(2) その他の申請書類及び添付書類の取扱い

検査登録手数料納付用紙、重量税納付印紙、回送運行許可申請書等の OCR シート以外の申請書類(自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等)及び委任状、保安基準適合証、限定保安基準適合証、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

4. 整備命令書・点検等の勧告書の取扱い

(1) 既に交付済のもの

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

(2) 5月1日以降に交付するもの

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更するものとする。

(3) 整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を取り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により、「令和」と記入するものとする。

5. 点検整備記録簿等の取扱い

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日欄に不動文字で「平成」と印刷されているものについては、「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、「平成」を訂正せずに用いても差し支えないものとする。

6. 点検整備済ステッカーの取扱い

点検整備済ステッカーについては、(一社)日本自動車整備振興会連合会において、別紙の通り取り扱うこととしている。

以上

日整連第31-1号
整商連第31-1号
平成31年4月1日

自動車整備振興会
各 自動車整備商工組合 専務理事 殿
道内整備協同組合

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関連業務の取扱いに
関する国土交通省通達の送付並びに点検整備済ステッカーの取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、平成31年4月30日に
天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなり、御
即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

今般、国土交通省より、元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関連業
務の取扱いについて別紙のとおり通達がありましたのでお知らせいたします。

また、点検整備済ステッカーにつきましては、下記により取扱うことについて、関係
当局の了解が得られましたので、ご留意いただくとともに貴会傘下会員に周知方よろし
くお願いします。

記

○元号が改められることに伴う点検整備済ステッカーの取扱いについて

1. 【“平成”表記の点検整備済ステッカー（31年・32年）の取り扱いについて】
改元後（2019年5月1日以降）も、“平成”表記を修正することなく使用
しても差し支えありません。
また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー（“平成”表記）
についても、“平成”表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差
し支えありません。
2. 【新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布について】
既に日整連第30-453号（平成31年2月19日付）にてお知らせしてい
る通り、整備事業者等への新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布については、
本年7月1日に開始していただくようお願い致します。（別添内参考参照）

以上

日整連第 30-474 号
平成 31 年 3 月 5 日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 木場 宣行
(公印省略)

改元に伴う点検整備済ステッカーの整備事業者への周知公告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に対し、種々ご支援、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、参考【日整連第 30-453 号(平成 31 年 2 月 19 日付)】でご連絡しました改元に伴う点検整備済ステッカーについて、別紙の記事を日整連ニュース 4 月号に掲載し整備事業者
に周知することをお知らせいたします。

敬具

新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売

政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年（表記は1年）用と2年用の2種類を作成（下記イメージ図参照）した上で、本年7月1日より各整備振興会・商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

○仕様及び表記

	新元号元（1）年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※		

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※本記事は2019年3月に作成しているため、2019年4月以降、31年及び32年の点検整備済ステッカーについて読替え規定が適用されることを前提としております。

(11)非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて

制定 平成 3年 6月28日 地技第168号
改正 平成12年12月27日自技第248号、自環第305号
改正 平成15年10月1日国自技第148号、国自審第894号、国自環第130号
改正 平成17年12月 8日国自環第192号
改正 平成18年 9月29日国自環第139号
改正 平成19年 8月30日国自環第 24号
改正 平成22年 1月 6日国自環第212号
改正 平成23年 3月31日国自環第205号
改正 平成24年10月22日国自環第144号
改正 平成27年 3月25日国自環第226号
改正 平成31年 4月 1日国自環第183号

各運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局環境政策課長

非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外のもの（非認証車）に対する排出ガス試験等の取扱いについて、下記のとおり定めたので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、これに伴い、「ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験について」（昭和63年4月15日付け地技第97号）、「ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験について」（昭和63年4月15日付け地技第98号）及び「軽油を燃料とする並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験について」（昭和62年9月25日付け地技第223号）は廃止する。

記

（ガソリン・LPG軽・中量車）

1. ガソリン又は液化石油ガス（以下「LPG」という。）を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であって、車両総重量3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（以下「乗用車」という。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）に対する排出ガス試験の取扱い

- (1) 「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について」（平成3年6月28日付け地技第156号）（以下「書面通達」という。）記2に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての自動車排出ガス試験結果成績表（以下「成績表」という。）の様式は、細目告示別添42軽・中量車排出ガスの測定方法（道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）により細目告示別添42の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法）により測定した場合には、別添様式1とする。
- (2) 公的試験機関は、同一型式及び同一構造であると申告があった輸入自動車について、当該自動車の輸入者から成績表の発行依頼があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの輸入自動車は同一型式及び同一構造であると認められる場合には、10台に1台の割合で(1)に掲げる測定方法により排出ガス試験を行うこととする。

ただし、次の①及び②に掲げる要件に該当する自動車として(5)に規定するものについては、これらの試験を20台に1台の割合で行っても差し支えない。

 - ① 設計・生産時に意図した仕向地における排出ガス対策に必要な措置が原産国の自動車メーカーで行われていること。
 - ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、排出ガス試験の成績が安定していること。
- (3) 公的試験機関は、(2)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
- (4) 公的試験機関は、(1)及び(2)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等（同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの）を成績表に添付するものとする。
- (5) (2)の要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における排出ガス対策に必要な措置が原産国の自動車メーカーにおいて行われているものとする。

(二輪自動車)

2. ガソリンを燃料とする二輪自動車に対する排出ガス試験の取扱い

- (1) 書面通達記 2 に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、細目告示別添 44 二輪車排出ガスの測定方法（適用関係告示により細目告示別添 44 の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法）により測定した場合には、別添様式 2 とする。
- (2) 公的試験機関は、同一型式及び同一構造であると申告があった輸入自動車について、当該自動車の輸入者から成績表の発行依頼があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの輸入自動車は同一型式及び同一構造であると認められる場合には、10 台に 1 台の割合で(1)に掲げる測定方法により排出ガス試験を行うこととする。
- (3) 公的試験機関は、(2)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
- (4) 公的試験機関は、(1)及び(2)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等（同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの）を成績表に添付するものとする。

(ディーゼル軽・中量車)

3. 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量 3.5 トン以下のもの又は乗用車に対する排出ガス試験の取扱い

- (1) 書面通達記 2 に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、細目告示別添 42 軽・中量車排出ガスの測定方法（適用関係告示により細目告示別添 42 の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法）により測定した場合には、別添様式 3 とする。
- (2) 公的試験機関は、同一型式及び同一構造であると申告があった輸入自動車について、当該自動車の輸入者から成績表の発行依頼があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの輸入自動車は同一型式及び同一構造であると認められる場合には、10 台に 1 台の割合で(1)に掲げる測定方法により排出ガス試験を行うこととする。
- (3) 公的試験機関は、(2)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
- (4) 公的試験機関は、(1)及び(2)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等（同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの）を成績表に添付するものとする。

(ガソリン・LPG重量車)

4. ガソリン又はLPGを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量3.5トンを超えるもの(乗用車を除く。)に対する排出ガス試験の取扱い

(1) 書面通達記2に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、「「シャシダイナモメータによるガソリン自動車13モード排出ガス測定方法」について」(平成9年5月13日国自環第114号)により測定した場合には、別添様式4とし、「「シャシダイナモメータによるJE05モード排出ガス測定方法」について」(平成19年3月16日国自環第280号)により測定した場合には、別添様式6とする。

(2) 公的試験機関は、(1)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。

(ディーゼル重量車)

5. 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量3.5トンを超えるもの(乗用車を除く。)に対する排出ガス試験の取扱い

(1) 書面通達記2に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、「「シャシダイナモメータによるディーゼル自動車13モード排出ガス測定方法」について」(平成9年5月13日国自環第115号)により測定した場合には、別添様式5とし、「「シャシダイナモメータによるJE05モード排出ガス測定方法」について」(平成19年3月16日国自環第280号)により測定した場合には、別添様式6とする。

(2) 公的試験機関は、(1)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認められた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。

(型式認証車と同一の装置を有する自動車)

6. 装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一の構造・性能を有する装置を備えた自動車の取扱い

書面通達記2.(2)ロに規定する「同一であることをその装置の型式について指定を受けた者が証明した書面」の様式は、別添様式7とする。

(経過規定)

7. 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)第1条の規定の施行に伴う取扱い(1.及び3.の自動車に限る。)

公的試験機関において平成5年4月1日以降に排出ガス試験を受ける自動車については、10・15モード法が適用されるが、公的試験機関において、平成5年3月31

日以前に排出ガス試験を受けた自動車と同一型式及び同一構造である自動車であって、1.(2)及び3.(2)の取扱いを受けようとするものについては、これらの取扱いにより、10モード法を適用しても差し支えない。

8. 新長期排ガス規制（平成17年排出ガス規制）の施行に伴う取扱い（1.の自動車に限る。）

公的試験機関において、平成19年9月1日以降製作される自動車に10・15モード法と11モード法によるコンバインモード法を適用する際、当該自動車が公的試験機関において平成19年8月31日以前に排出ガス試験を受けた自動車と同一型式及び同一構造である自動車であって、1.(2)の取扱いを受けようとする場合には、これらの取扱いに係る10・15モード法と11モード法による試験結果から重み付けをして算出した値（NMHCの排出ガス値については、平成15年9月30日付け国自環第133号により取り扱うことができるものとする。）により判断しても差し支えない。

9. 上記に定めた取扱いのほか、非認証車のうち輸入自動車である普通自動車及び小型自動車については、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条に基づく事務規程において、独立行政法人自動車技術総合機構が定めた取扱いによることができるものとし、非認証車のうち輸入自動車である軽自動車については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第76条の30に基づく検査事務規程において、軽自動車検査協会が定めた取扱いとすることができるものとする。

別添様式1 別添（軽・中量車排出ガス試験法成績表）（略）

別添（JC08H+JC08Cモード法成績表）（略）

別添（10・15モード+JC08Cモード法成績表）（略）

別添（10・15モード法成績表）（略）

別添（11モード法成績表）（略）

別添（10モード法成績表）（略）

別添様式2 別添（二輪車モード法成績表）

別添（二輪車モード（コールドモード）法成績表）

別添（WMT Cモード）

別添様式3 別添（軽・中量車排出ガス試験法成績表）（略）

別添（JC08H+JC08Cモード法成績表）（略）

別添（10・15モード+JC08Cモード法成績表）（略）

別添（ディーゼル10・15モード法成績表）（略）

別添（ディーゼル10モード法成績表）（略）

別添様式4 別添（ガソリン13モード法成績表）

別添様式5 別添（ディーゼル13モード法成績表）

別添様式6 別添 重量車排出ガス試験法成績表（JE05モード法成績表）

別添様式7

自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日
発行機関名
(公的機関)

自動車車名型式
自動車車台番号 (又はシリアル番号)
自動車通関証明書証明番号
試験自動車車台番号 (又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

別添

自動車排出ガス試験結果成績表 (10・15モード)

試験年月日 _____ 天候 _____ 測定担当者 _____ 印 _____

車 両 諸 元

車名	型式	エンジン型式	最高出力	PS/rpm
車台番号	用途	サイクル	気筒	容積
走行杆数	km	変速機	手動	自動
車両総重量	kg	減速比	前進	段
試験自動車重量	kg	使用燃料		
等価慣性質量	kg			

試験装置

シャシダイナモメータ _____ CVS装置 _____

排出ガス分析計 _____ アイドリング排出ガス試験 _____

走行排出ガス試験 _____

1. アイドリング排出ガス試験

ギア位置 _____ N ・ D _____

大気圧 _____ mmHg 水温 _____ °C

室温 _____ °C 油温 _____ °C

湿度 _____ %

エンジン 回転数rpm	吸気圧 -mmg	測定値 (NDIR)			補正濃度	
		CO %	HC ppm	CO ₂ %	CO %	HC ppm

2. 走行排出ガス試験

試験開始時期 時 分 終了時刻 時 分

大気圧 _____ mmHg 水温 _____ °C

室温 _____ °C 油音 _____ °C

湿度 _____ % シャシダイナモメータ負荷 _____ -mmHg (60km/h)

燃料消費量 _____ l/サイクル (_____ kg/l)

成分	希釈排出ガス濃度 A	環境濃度 B	正味濃度 A - [B × (1 - 1/DF)]	排出重量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/km
HC (FID)	ppmc	ppmc	ppmc	g/km
NO _x (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/km
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/km

NO_x 湿度補正係数 (KH) _____

ATDC		BTDC/rpm		ATDC		BTDC/rpm	
一酸化炭素等発散防止装置	種類 (個数)	三元触媒 ()	酸化触媒 ()	EGR ()	エアポンプ ()	リトバルブ ()	O ₂ センサ ()

(注) 製作者名は、次の方法により記入すること。

- ① 原産国の自動車メーカーで行われている場合は、「メーカー純正」とする。
- ② ①以外の場合は、当該装置の製作者の名称 (略称でもよい) とする。

別添

自動車排出ガス試験結果成績表 (10 モード)

試験年月日 _____ 天候 _____ 測定担当者 _____ 印 _____

車 両 諸 元

車名	型式	エンジン型式	最高出力	PS/rpm
車台番号	用途	サイクル	気筒	容積 cc
走行杆数	km	変速機	手動	自動
車両総重量	kg	減速比	前進	段
試験自動車重量	kg	使用燃料		
等価慣性質量	kg			

試験装置

シャンダイナモメータ _____ CVS装置 _____

排出ガス分析計 _____ アイドリング排出ガス試験 _____

_____ 走行排出ガス試験 _____

1. アイドリング排出ガス試験

_____ ギア位置 _____ N ・ D _____

大気圧 _____ mmHg 水温 _____ °C

室温 _____ °C 油温 _____ °C

湿度 _____ %

エンジン 回転数rpm	吸気圧 -mmg	測定値 (NDIR)			補正濃度	
		CO %	HC ppm	CO ₂ %	CO %	HC ppm

2. 走行排出ガス試験

試験開始時期 _____ 時 _____ 分 _____ 終了時刻 _____ 時 _____ 分 _____

大気圧 _____ mmHg 水温 _____ °C

室温 _____ °C 油音 _____ °C

湿度 _____ % シャンダイナモメータ負荷 _____ -mmHg (40km/h)

燃料消費量 _____ l/サイクル (_____ kg/l)

成分	希釈排出ガス濃度 A	環境濃度 B	正味濃度 A - [B × (1 - 1/DF)]	排出重量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/km
HC (FID)	ppmc	ppmc	ppmc	g/km
NO _x (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/km
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/km

NO_x 湿度補正係数 (KH) _____

ATDC
BTDC/rpm

◎備考 正規 無負荷回転速度 () rpm ・ 点火時期 _____

一酸化炭素等発散防止装置	種類 (個数)	三元触媒 ()	酸化触媒 ()	EGR ()	エアポンプ ()	リートバルブ ()	O ₂ センサ ()

(注) 製作者名は、次の方法により記入すること。

- ① 原産国の自動車メーカーで行われている場合は、「メーカー純正」とする。
- ② ①以外の場合は、当該装置の製作者の名称 (略称でもよい) とする。

別添

自動車排出ガス試験結果成績表 (11 モード)

試験期日 _____ 天候 _____ 測定担当者 _____ 印 _____

車 両 諸 元

車 名 _____ 型式 _____ エンジン型式 _____ 最高出力 _____ PS/rpm
 車台番号 _____ 用途 _____ サイクル _____ 気筒 _____ 容量 _____ cc
 走行杆数 _____ km 変速機 _____ 手動 _____ 自動 _____ 前進 _____ 段
 車両総重量 _____ kg 減速比 _____
 試験自動車重量 _____ kg 使用燃料 _____
 等価慣性質量 _____ kg

試 験 装 置

シャシダイナモメータ _____ CVS 装置 _____
 排出ガス分析計 _____

試 験 条 件

	試 験 開 始 時	試 験 終 了 時
時 刻	時 分	時 分
水 温	℃	℃
油 温	℃	℃
大 気 圧	mmHg	mmHg
室 温	℃	℃
湿 度	%	%

シャシダイナモメータ負荷 _____ -mmHg _____ km/h

試 験 結 果

成分	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正 味 濃 度 A - [B × (1 - 1/DF)]	排 出 量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/TEST
HC (FID)	ppmc	ppmc	ppmc	g/TEST
NOx (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/TEST
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/TEST

NOx 湿度補正係数 (KH) _____

◎備 考

無負荷回転速度 _____ rpm
 点火進角度 _____ BTDC _____ % _____ rpm 触媒 _____ 有・無 _____

軽・中量車排出ガス試験成績 (10・15+11 モード排出ガス等)

試験機関

◎試験自動車

車名	型式		
原動機型式	最高出力	/	kW/min ⁻¹
車台番号	用途	サイクル	気筒 総排気量 L
走行杆数	km	変速機	前進 段
車両重量	kg	減速比	
車両総重量	kg	使用燃料	比重 (温度 - °C)
試験自動車重量	kg	駆動車輪タイヤ空気圧 (標準) kPa	
等価慣性重量	kg	駆動車輪タイヤ空気圧 (実測) kPa	

◎試験成績

○アイドリング測定

ギア位置	原動機回転速度 (min ⁻¹)	吸気マニホールド内圧力 (-kPa)	濃 度	
			CO	HC
N			%	ppm
D			%	ppm

○重み付け排出量

	10・15モード	11モード	重み付け
CO	g/km	g/km	g/km
MNHC	g/km	g/km	g/km
NOx	g/km	g/km	g/km
PM	g/km	g/km	g/km

◎備 考

正規無負荷回転速度 (N) min⁻¹ 正規点火 (噴射) 時期 TDC

一酸化炭素等発散防止装置	種類	三元触媒	酸化触媒	O ₂ センサー	EGR	エアポンプ	----
	(個数)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)
製作者名	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

10・15 モード排出ガス等試験結果

試験年月日 _____ 天候 _____ 試験機関 _____

◎試験自動車

車名 _____ 型式 _____ 原動機型式 _____ 最高出力 _____ / _____ kW/min⁻¹

車台番号 _____ 用途 _____ サイクル _____ 気筒 _____ 総排気量 _____ L

走行キロ数 _____ km 変速機 _____ 前進 _____ 段

車両重量 _____ kg 減速比 _____

車両総重量 _____ kg 使用燃料 _____ 密度 _____ (温度 _____ °C)

試験自動車重量 _____ kg 駆動車輪タイヤ空気圧 (標準) _____ kPa 等価慣性重量 _____ kg 駆動車輪タイヤ空気圧 (実測) _____ kPa

◎試験用機器

シャシダイナモメータ _____

送風機 (車速比例型) _____

○排出ガス及び粒子状物質測定機器

排出ガス分析計: アイドリング測定用 _____

排出ガス分析計: モード測定用 _____ THC (FID) γ 係数 _____

NMC-FIDメタン効率 _____ エタン効率 _____

CVS装置 _____ (採取量 _____ m³/min)

希釈トンネル _____ 精密天秤 _____

◎フィルタソーク記録

試験前ソーク時間 _____ 時間 (_____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 日 _____ 時 _____ 分)

試験後ソーク時間 _____ 時間 (_____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 日 _____ 時 _____ 分)

秤量室内温度: 最大値 _____ °C ~ 最小値 _____ °C 秤量室内湿度: 最大値 _____ % ~ 最小値 _____ %

◎試験結果

○アイドリング測定

ギア位置	原動機回転速度 (min ⁻¹)	吸気マニホールド内圧力 (-kPa)	測定値 (NDIR)			濃度補正值	
			CO	HC	CO ₂	CO	HC
N			%	ppm	%	%	ppm
D			%	ppm	%	%	ppm

○排出ガス測定

運転開始時刻 _____ 時 _____ 分 冷却水温度 _____ °C ~ _____ °C

試験室内乾球温度: 開始前 _____ °C ~ 終了後 _____ °C 潤滑油温度 _____ °C ~ _____ °C

試験室内湿球温度: 開始前 _____ °C ~ 終了後 _____ °C 希釈率 (DF) _____

試験室内相対湿度 _____ % 希釈排出ガス量 (V_{mix}) _____ L/km

試験室内大気圧 _____ kPa 湿度補正係数 (KH) _____

燃費消費率 _____ km/L 排気管開口部静圧差 _____ kPa (70 km/h)

排出ガス成分	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出重量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/km
THC (HFID)	ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH ₄ (NMC-FID)	ppmC	ppmC		
CH ₄ (FID)	ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC			ppmC	g/km
NO _x (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/km
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/km

○粒子状物質

PM捕集フィルタガス流速 _____ cm/s 測定中のPM捕集フィルタ差圧増加 _____ kPa

補正用フィルタの質量変化 _____ μ g

希釈排出ガス			希釈空気			正味濃度 A-B(1-1/DF)
捕集質量 PM _p	サンプル流量 V _p	濃度 A=PM _p /V _p	捕集質量 PM _b	サンプル流量 V _b	濃度 B=PM _b /V _b	
μ g	L	μ g/L	μ g	L	μ g/L	μ g/L
					排出量	g/km

◎備考

正規無負荷回転速度 (N) _____ min⁻¹ 正規点火 (噴射) 時期 _____ TDC

11 モード排出ガス等試験結果

試験年月日 _____ 天候 _____ 試験機関 _____

◎試験自動車

車名	型式	原動機型式	最高出力	/	kW/min ⁻¹
車台番号	用途	サイクル	気筒	総排気量	L
走行キロ数	km	変速機	前進	段	
車両重量	kg	減速比			
車両総重量	kg	使用燃料	密度	-	(温度 - °C)
試験自動車重量	kg	駆動車輪タイヤ空気圧 (標準)			kPa 等価慣性重量
重量	kg	駆動車輪タイヤ空気圧 (実測)			kPa

◎試験用機器

シャシダイナモメータ

送風機 (車速比例型)

○排出ガス及び粒子状物質測定機器

排出ガス分析計: モード測定用

THC (FID) γ 係数

NMC-FIDメタン効率

エタン効率

CVS装置

(採取量 m³/min)

希釈トンネル

精密天秤

◎ソーク記録

ソーク室内温度 (退出前6時間の温度) °C ~ °C

ソーク時間 時間 (入室時分 ~ 退室時分)

冷却水温度 (放置後) °C 潤滑油温度 (放置後) °C

◎フィルタソーク記録

試験前ソーク時間 時間 (日 時 分 ~ 日 時 分)

試験後ソーク時間 時間 (日 時 分 ~ 日 時 分)

秤量室内温度: 最大値 °C ~ 最小値 °C 秤量室内湿度: 最大値 % ~ 最小値 %

◎試験結果

○排出ガス測定

運転開始時刻 時 分 希釈率 (DF)

試験室内乾球温度: 開始前 °C ~ 終了後 °C 希釈排出ガス量 (V_{mix}) L/km

試験室内湿球温度: 開始前 °C ~ 終了後 °C 冷却水温度: 開始前 °C ~ 終了後 °C

試験室内相対湿度 % 潤滑油温度: 開始前 °C ~ 終了後 °C

試験室内大気圧 kPa 湿度補正係数 (KH)

排気管開口部静圧差 kPa (70 km/h)

排出ガス成分	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出重量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/km
THC (HFID)	ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH ₄ (NMC-FID)	ppmC	ppmC		
CH ₄ (FID)	ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC			ppmC	g/km
NO _x (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/km
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/km

○粒子状物質

PM捕集フィルタガス流速 cm/s 測定中のPM捕集フィルタ差圧増加 kPa

補正用フィルタの質量変化 μ g

希釈排出ガス			希釈空気			正味濃度 A-B(1-1/DF)
捕集質量 PM _p	サンプル流量 V _p	濃度 A=PM _p /V _p	捕集質量 PM _b	サンプル流量 V _b	濃度 B=PM _b /V _b	
μ g	L	μ g/L	μ g	L	μ g/L	μ g/L
					排出量	g/km

◎備考

自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日

発行機関名

(公的機関)

自動車車名型式

自動車車台番号 (又はシリアル番号)

自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号 (又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

別添

ガソリン二輪車モード排出ガス試験結果成績表

試験実施年月日： 年 月 日 試験機関

◎車 両 諸 元

試験車両の種別：
 車名・型式（類別）： 原動機型式： 最高出力： kW/min⁻¹
 車台番号： サイクル： 気筒数： 総排気量： L
 変速機：自動式 半自動車式 足動式 前進 段
 総走行距離： km 減速比：
 車両重量： kg 使用燃料：
 試験車両重量： kg 駆動車輪のタイヤ空気圧（諸元値）： kPa
 等価性重量（設定値） kg "（実測値）： kPa

◎試験用装置

シャシダイナモメータ（DC/DY）：
 送風機：
 排出ガス分析計：アイドリング測定用： 二輪車モード測定用：
 CVS装置：（CFV）（採取量： m³/min）

◎二輪車保管記録

保管時間： 時間（入室 日 時 分～退室 日 時 分）
 保管室内温度： 入室時 °C ～ 退室時 °C
 二輪車モード測定値（退室後）温室：冷却水温度 °C 潤滑油温度 °C

◎試験成績

○二輪車モード測定
 運転開始時刻： 時 分 運転終了時刻： 時 分 希釈率（DF）：
 試験室内乾球温度：運転開始前 °C～終了後 °C 希釈排出ガス量（V_{mix}）： L/km
 " 湿球温度：運転開始前 °C～終了後 °C 湿度補正係数（KH）：
 " 相対湿度： % モード走行距離 km
 " 大気圧： kPa 排気管開口部静圧差： kPa（50 km/h）
 シャシダイナモメータ設定負荷：

排出ガス成分	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A - [B × (1 - 1/DF)]	排出量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/km
HC (FID)	ppmC	ppmC	ppmC	g/km
NO _x (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/km
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/km

○アイドリング測定

スパークプラグ座温度 °C 冷却水 °C 潤滑油温度 °C

原動機回転速度 min ⁻¹	吸気マニホールド 内圧力 -kPa	測定濃度値(NDIR)			測定濃度補正值		変速ギ ア位置
		CO %	HC ppm	CO ₂ %	CO %	HC ppm	

◎排出ガス対策装置

排出ガス 対策装置	種 類					
	個 数					
	製作者名					

◎備 考

別添

ガソリン二輪車モード（コールドモード）排出ガス試験結果成績表

試験実施年月日： 年 月 日 試験機関

◎車 両 諸 元

試験車両の種別：
 車名・型式（類別）： 原動機型式： 最高出力： kW(PS)/min⁻¹ (rpm)
 車台番号： サイクル： 気筒数： 総排気量： L
 変速機： 自動式 半自動車式 足動式 前進 段
 総走行距離： km 減速比：
 車両重量： kg 使用燃料：
 試験車両重量： kg 駆動車輪のタイヤ空気圧（諸元値）： kPa
 等価性重量（設定値） kg "（実測値）： kPa

◎試験用装置

シャシダイナモメータ（DC/DY）：
 送風機（車速比例型、）：
 排出ガス分析計：アイドリング測定用： 二輪車モード測定用：
 CVS装置：（CFV）（採取量： m³/min）

◎試験車両ソーク記録

ソーク時間： 時間（入室 日 時 分～退室 日 時 分）
 ソーク室内温度： 入室時 K（℃）～退室時 K（℃）
 冷却水温度：（ソーク後） K（℃） 潤滑油温度 K（℃）

◎試験成績

○二輪車モード測定
 運転開始時刻： 時 分 運転終了時刻： 時 分 希釈率（DF）：
 試験室内乾球温度： K（℃）～ K（℃） 希釈排出ガス量（V_{mix}）： L/km
 // 湿球温度： K（℃）～ K（℃） 湿度補正係数（KH）：
 // 相対湿度： % モード走行距離 km
 // シャシダイナモメータ設定負荷： kPa 排気管開口部静圧差： kPa（50 km/h）

排出ガス成分	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A - [B × (1 - 1/DF)]	排出量
CO (NDIR)	ppm	ppm	ppm	g/km
HC (FID)	ppmC	ppmC	ppmC	g/km
NO _x (CLD)	ppm	ppm	ppm	g/km
CO ₂ (NDIR)	%	%	%	g/km

○アイドリング測定

スパークプラグ座温度 K（℃） 冷却水 K（℃） 潤滑油温度 K（℃）

原動機回転速度	吸気マニホー ルド内圧力	測定濃度値(NDIR)			測定濃度補正值		変速ギア位置
		CO	HC	CO ₂	CO	HC	
min ⁻¹	-kPa	%	ppm	%	%	ppm	

◎排出ガス対策装置

排出ガス対策装置	種類	
	個数	
	製作者名	

◎備 考

自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日

発行機関名

(公的機関)

自動車車名型式

自動車車台番号 (又はシリアル番号)

自動車通関証明書証明番号

試験自動車車台番号 (又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

別添 [様式省略]

自動車排出ガス試験結果成績表 (ディーゼル 10・15 モード)

自動車排出ガス試験結果成績表 (ディーゼル 10 モード)

軽・中量車排出ガス試験成績表 (10・15+11 モード排出ガス等)

ディーゼル自動車4モード排気黒煙試験成績表

自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日
発行機関名
(公的機関)

自動車車名型式
自動車車台番号 (又はシリアル番号)
自動車通関証明書証明番号

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

別添

ガソリン自動車アイドリング及びシャシダイナモメータによる13モード排出ガス試験結果成績表

試験年月日 年 月 日 試験期間

◎試験自動車

車名・型式(類別) : _____ 原動機型式 : _____ 最高出力 : _____ kW/min⁻¹
 車台番号 : _____
 _____ 用途 _____ サイクル数 : _____ 気筒数 : _____ 総排気量 : _____ L
 走行料数 : _____ km 給気冷却器の有無 : _____ 過給気の有無 : _____
 車両重量 : _____ kg 変速機 : _____ (副変速機の有無: _____) 前進 段
 車両総重量 : _____ kg 減速機の減速比 : _____
 駆動車輪のタイヤ空気圧(緒元値) : _____ kPa 使用燃料 : _____ 密度 g/cm³ (温度 °C)
 " " (実測値) : _____ kPa

◎試験用機器

シャシダイナモメータ(DC/DY・送風機) : _____ 型
 排出ガス分析計 : _____ 型
 CVS装置(CFV) : _____ 型(採取量 : _____ m³/min)

◎最大軸トルク測定成績(エンジン回転数は、試験エンジンの最高出力時の回転数に対する割合を表す。)

運転開始時刻 : _____ 時 _____ 分 試験室内大気圧 : _____ kPa

エンジン 回転数	目標回転数 (min ⁻¹)	測定回転数 (min ⁻¹)	制動トルク (N・m)	測定最大軸トルク (N・m)	総摩擦損失トルク (N・m)	冷却液温度 (°C)
40%						
60%						
80%						
正規の無負荷回転速度 : _____ min ⁻¹			点火時期 : _____ ° BTDC/min ⁻¹			

◎

G13モード運転状態における排出ガス試験成績

○アイドリング測定

運転開始時刻 : _____ 時 _____ 分 試験室内大気圧 : _____ kPa
 冷却液温度 : _____ °C 潤滑油温度 : _____ °C

エンジン回転数 (min ⁻¹)	測定値			濃度補正值	
	CO	HC	CO ₂	CO	HC
	%	ppm	%	%	ppm

◎備考

一酸化炭素等 発散防止装置	種類				
	個数				
	制作者名				

CO₂ HC等測定

時 分

試験室内大気圧: _____ kPa

試験室内乾球温度: 開始前 _____ °C 終了後 _____ °C

試験室内湿球温度: 開始前 _____ °C 終了後 _____ °C

試験室内相対湿度: 開始前 _____ % 終了後 _____ %

冷却液温度: 最大値 _____ °C ~ 最小値 _____ °C

湿度補正係数 (KH): 最大値 _____ ~ 最小値 _____

運転 番号	希釈排出ガス成分濃度 (A)				希釈空気濃度 (B)				正味濃度 (A-B(1-1)/DF)				希釈率 DF	希釈排出 ガス量 V _{mix} (L/h)	重み係数 WF	排出量 (g/h)			
	CO (ppm)	HC (ppmC)	NO _x (ppm)	CO ₂ (%)	CO (ppm)	HC (ppmC)	NO _x (ppm)	CO ₂ (%)	CO (ppm)	HC (ppmC)	NO _x (ppm)	CO ₂ (%)				CO (g/h)	HC (g/h)	NO _x (g/h)	CO ₂ (g/h)
1															0.157				
2															0.036				
3															0.039				
4															0.157				
5															0.088				
6															0.117				
7															0.058				
8															0.028				
9															0.066				
10															0.034				
11															0.028				
12															0.096				
13															0.096				
排出量の合計																			

備考

○仕事率の測定

運転モード	エンジン回転数	エンジン負荷率	目標試験回転数 (min ⁻¹)	測定試験回転数 (min ⁻¹)	目標試験軸トルク (N・m)	測定試験軸トルク (N・m)	制動トルク (N・m)	総摩擦損失トルク (N・m)	重み係数 WF	仕事率 (KW)
1	アイドリング	無負荷							0.157	
2	40%	40%							0.036	
3	40%	60%							0.039	
4	アイドリング	無負荷							0.157	
5	60%	20%							0.088	
6	60%	40%							0.117	
7	80%	40%							0.058	
8	80%	60%							0.028	
9	60%	60%							0.066	
10	60%	80%							0.034	
11	60%	95%							0.028	
12	40%	20%							0.096	
13	40~20%	全閉							0.096	

備考

仕事率の合計

◎排出ガス成分の平均排出量

$$\text{CO等}の平均排出量 = \frac{\text{排出ガス成分の排出量の合計}}{\text{仕事率の合計}}$$

排出ガス成分	CO	HC	NOx	CO ₂
平均排出量 (g/kWh)				

自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日

発行機関名

(公的機関)

自動車車名型式

自動車車台番号 (又はシリアル番号)

自動車通関証明書証明番号

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

別添

シャシダイナモメータによるディーゼル自動車13モード排出ガス試験結果成績表

試験年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 試験期間 _____

◎試験自動車

車名・型式(類別) : _____ 原動機型式 : _____ 最高出力 : _____ kW/min⁻¹

車台番号 :

_____ 用途 _____ サイクル数 : _____ 気筒数 : _____ 総排気量 : _____ L

走行料数 : _____ km 給気冷却器の有無 : _____ 過給気の有無 : _____

車両重量 : _____ kg 変速機 : _____ (副変速機の有無 : _____) 前進 _____ 段

車両総重量 : _____ kg 減速機の減速比 : _____

駆動車輪のタイヤ空気圧(緒元値) : _____ kPa 使用燃料 : _____ 密度 g/cm³ (温度 °C)

〃 〃 (実測値) : _____ kPa

◎試験用機器

シャシダイナモメータ(DC/DY・送風機) : _____ 型

排出ガス分析計 : _____ 型

CVS装置(CFV) : _____ 型 (採取量 : _____ m³/min)

希釈トンネル装置 : _____ 型 精密天秤 _____ 型

◎最大軸トルク測定成績 (エンジン回転数は、試験エンジンの最高出力時の回転数に対する割合を表す。)

運転開始時刻 : _____ 時 _____ 分 試験室内大気圧 : _____ kPa

エンジン 回転数	目標回転数 (min ⁻¹)	測定回転数 (min ⁻¹)	制動トルク (N・m)	測定最大軸トルク (N・m)	総摩擦損失トルク (N・m)	冷却液温度 (°C)
40%						
60%						
80%						
正規の無負荷回転速度 : _____ min ⁻¹			噴射時期 : _____ BTDC			

◎備考

一酸化炭素等 発散防止装置	種類					
	個数					
	制作者名					

○CO₂ HC等測定

運転開始時刻： _____ 時 _____ 分

試験室内大気圧： _____ kPa

試験室内乾球温度：開始前 _____ °C ・ 終了後 _____ °C

試験室内湿球温度：開始前 _____ °C ・ 終了後 _____ °C

試験室内相対湿度：開始前 _____ % ・ 終了後 _____ %

湿度補正係数 (KH)： 最大値 _____

～ 最小値 _____

運転 モード	希釈排出ガス成分濃度 (A)				希釈空気濃度 (B)				正味濃度 (A-B(1-1)/DF)				希釈率 DF	希釈排出 ガス量 V _{mix} (L/h)	重み係数 WF	排出量 (g/h)			
	CO (ppm)	HC (ppmC)	NO _x (ppm)	CO ₂ (%)	CO (ppm)	HC (ppmC)	NO _x (ppm)	CO ₂ (%)	CO (ppm)	HC (ppmC)	NO _x (ppm)	CO ₂ (%)				CO (g/h)	HC (g/h)	NO _x (g/h)	CO ₂ (g/h)
1														0.205					
2														0.037					
3														0.027					
4														0.205					
5														0.029					
6														0.064					
7														0.041					
8														0.032					
9														0.077					
10														0.055					
11														0.049					
12														0.037					
13														0.142					

排出量の合計

備考

○PMの総排出量測定 (全量希釈トンネル法二段階希釈方式)

運転開始時刻： _____ 時 _____ 分

試験室内大気圧： _____ mmHg (kpa)

試験室内乾燥温度： 開始前 _____ °C 終了後 _____ °C

試験室内湿球温度： 開始前 _____ °C 終了後 _____ °C

試験室内相対湿度： 開始前 _____ % 終了後 _____ %

PM捕集効率 (η) _____ %

PM捕集質量に対する補正

補修用フィルタの質量変化

必要最小捕集質量に対する割合： _____ μg _____ %

運転モード	C V S 流量 V _{mix} (L/h)	希釈排出ガス サンゾル流量 MVP (L/モード)	希 釈 比 D R	重み係数 W F	希釈排出ガスサンゾル流 量の範囲に係る計算値 $\frac{MVP}{TV_p \times WF}$	変 動 係 数 A
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						

備考

○仕事率の測定

運転モード	エンジン回転数	エンジン負荷率	目標試験回転数 (min ⁻¹)	測定試験回転数 (min ⁻¹)	目標試験軸トルク (N・m)	測定試験軸トルク (N・m)	制動トルク (N・m)	総摩擦損失トルク (N・m)	重み係数 WF	仕事率 (KW)
1	アイドリング	無負荷							0.205	
2	40%	20%							0.037	
3	40%	40%							0.027	
4	アイドリング	無負荷							0.205	
5	60%	20%							0.029	
6	60%	40%							0.064	
7	80%	40%							0.041	
8	80%	60%							0.032	
9	60%	60%							0.077	
10	60%	80%							0.055	
11	60%	95%							0.049	
12	80%	80%							0.037	
13	60%	5%							0.142	
備考										
◎排出ガス成分の平均排出量										
○CO等の平均排出量=										
排出ガス成分の排出量の合計										
仕事率の合計										
◎PMの平均排出量=										
PMの総排出量										
仕事率の合計										

排出ガス成分	CO	HC	NOx	CO ₂	PM
平均排出量(g/kWh)					

○PMの平均排出量= _____ PMの総排出量
仕事率の合計

自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日
発行機関名
(公的機関)

自動車車名型式
自動車車台番号 (又はシリアル番号)
自動車通関証明書証明番号

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

別添

重量車排出ガス試験成績 (シャシダイナモメータによる J E O 5 モード排出ガス等)

試験年月日 年 月 日 試験期間

◎試験自動車

車名・型式 (類別) : 車台番号:
用途: 原動機型式: サイクル: 気筒: 走行
キロ数: km 総排気量: L 車両重量:
kg 最高出力: kW/min⁻¹ 最大トルク: N・m/min⁻¹ (rpm) 等価慣性重量 (設定値):
kg 変速機: 減速比:

駆動車輪のタイヤ空気圧: kPa 使用燃料: (密度)

◎排出ガスおよび粒子状物質の測定方法

排出ガス 希釈測定法 (CFV、PDP) 直接測定法

粒子状物質 全流希釈法 (単段、二段) 分流希釈法 (全量捕集、部分捕集)

◎試験用装置

シャシダイナモメータ 型式
排出ガス分析計 型式 希釈
装置 全流希釈 型式 採取量設定値 m³/min
分流希釈 型式 (1/サンプル率設定値)
精密天秤 型式

◎試験室および試験に関わる大気条件

測定開始時刻 時 分
試験室内大気圧 (Pa) kPa 吸入空気温度 (Ta) K (°C)
試験室内乾球温度 (θ₁) K (°C) 試験室内相対湿度 (U) %
試験室内湿球温度 (θ₂) K (°C) 試験室内水蒸気圧 (Pw) kPa
試天気条件係数 (F)

◎吸入空気圧力、排気圧力等の記録

吸入空気圧力 kPa
排気圧力 kPa
給気冷却器出口の空気温度 K (°C)

◎備考 正規 無負荷回転速度 (N) rpm・点火時期 B T D C / rpm

一酸化炭素等発散防止装置	種類	三元触媒	酸化触媒	O ₂ センサー	EGR	エアポンプ	リードバルブ	DPF	その他
	(個数)	()	()	()	()	()	()	()	
	製作者名								

◎排出ガス試験成績

○アイドリングにおける排出ガス

測定開始時刻 _____ 時 _____ 分
 エンジン回転速度 _____ min^{-1} (rpm) 吸気マニホールド内圧力 _____ kPa

排出ガス成分	CO	HC	CO ₂
排出ガス中の濃度	%	ppm	%
濃度補正值	%	ppm	

○J E 0 5モードの測定試験における排出ガス

測定開始時刻 _____ 時 _____ 分
 希釈排出ガス湿潤質量 (Mt_{totw}) _____ kg
 希釈率 (DF) _____ NO_xの湿度補正係数 (KH) _____
 メタン効率 (C_{EM}) _____ エタン効率 (C_{EE}) _____
 F I Dの感度係数 (γ) _____
 積算仕事量 (Wact) _____ kW・h

排出ガス成分	CO	THC	CH ₄ (NMC-FID)	CH ₄ (GC-FID)	NMHC	NO _x	CO ₂
希釈排出ガス中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kw・h	g/kw・h			g/kw・h	g/kw・h	g/kw・h

備考 _____

◎粒子状物質の試験成績

○ J E 0 5 モードの測定試験における粒子状物質

測定開始時刻 _____ 時 _____ 分
 フィルタ表面流速 _____ c m / s 測定中の捕集フィルタの圧力降下 _____ k Pa
 積算仕事量 _____ k W · h

(全流希釈法による場合)

希釈排出ガス					希釈空気		排出量	
捕集質量	希釈排出ガスの湿潤質量	サンプル質量	捕集フィルタを通過した二次希釈排出ガスの質量	二次希釈空気の質量	捕集質量	サンプル質量		
Mf	Mtotw	Msam	Mtot	Msec	Md	Mdil	PMmass	
mg	kg	kg	kg	kg	mg	kg	g/test	
							平均排出量	g/kw · h

(分流希釈法による場合)

捕集質量	サンプル率の平均値の逆数	サンプル質量	排出ガス質量の合計値	捕集フィルタを通過した希釈排出ガスの質量	希釈トンネルを通過した希釈排出ガス質量	排出量	
Mf	1 / r _s	Mse	Mew	Msep	Msed	PMmass	
mg		kg	kg	kg	kg	g/test	
						平均排出量	g/kw · h

◎捕集フィルタソークの記録

試験前ソーク時間 _____ 時間 (_____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 日 _____ 時 _____ 分)
 試験後ソーク時間 _____ 時間 (_____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 日 _____ 時 _____ 分)
 秤量室内温度 最大値 _____ K (°C) ~ 最小値 _____ K (°C) 秤量室内湿度 最大値 _____ % ~ 最小値 _____ %

◎標準フィルタの質量変化

試験前① _____ μ g 試験前② _____ μ g 平均質量⑤ = (①+②) / 2 _____ μ g
 試験後③ _____ μ g 試験後④ _____ μ g 平均質量⑥ = (③+④) / 2 _____ μ g
 平均質量の差 | ⑤ - ⑥ | _____ μ g

備考 _____

重量車排出ガス測定試験（マッピング曲線測定記録等）

試験期日 年 月 日
 エンジン型式

◎変換プログラムに用いる入力値

空車時車両重量 (W ₀)	k g	変速機ギヤ比 (i _m)	1 速
大積載質量	k g		2 速
乗車定員	人		3 速
全高	m		4 速
全幅	m		5 速
タイヤ動的負荷半径 (γ)	m		6 速
			7 速
終減速機ギヤ比 (i _f)			
アイドリングエンジン回転速度	min ⁻¹ (rpm)		
最高出力エンジン回転速度	min ⁻¹ (rpm)		
有負荷最高エンジン回転速度	min ⁻¹ (rpm)		

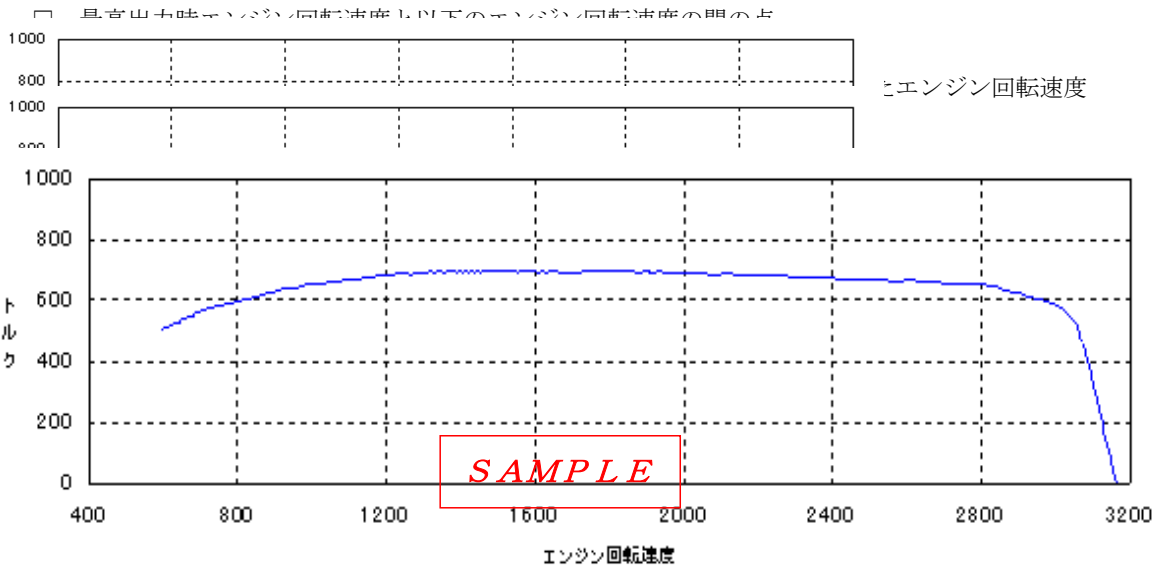
最

◎マッピングトルク曲線測定

運転開始時刻	月 日 時 分	吸入空気温度 (T _a)	K (°C)
試験室内大気圧 (P _a)	k Pa	試験室内相対湿度 (U)	%
試験室内乾球温度 (θ ₁)	K (°C)	試験室内水蒸気圧 (P _w)	k Pa
試験室内湿球温度 (θ ₂)	K (°C)		
大気条件係数 (F)			

○マッピングトルク曲線の測定結果

5%正規化エンジン回転速度	min ⁻¹ (rpm)
最高軸トルク時エンジン回転速度	min ⁻¹ (rpm)
最高出力時エンジン回転速度:	min ⁻¹ (rpm)



備考

証 明 番 号
年 月 日

申請自動車の製作者等
の氏名又は名称 _____

所在地 _____

排出ガス基準適合証明書

道路運送車両法施行規則第36条第6項の自動車であって、同条第7項の自動車以外の自動車である1.の申請自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置は、2.の道路運送車両法第75条の2第1項の規定により装置の型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一の装置・構造及び性能を有しており、道路運送車両法施行規則第36条第6項の規定に適合するものであることを証明します

記

1. 申請自動車
 車名・型式 _____
 車台番号（シリアル番号） _____
 原動機の型式 _____
 車両総重量* _____

2. 指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

1. 型式指定番号			
2. 指定装置の名称及び型式			
3. 原動機の型式			
4. 指定製作者等の名称と所在地			
5. 排出ガス規制年区分	年規制		
6. 排出ガス値	CO	(g/kwh)	
	HC(NMHC)	(g/kwh)	
	NO _x	(g/kwh)	
	PM	(g/kwh)	
7. その他	排出ガス対策説明書（別添）		
	標準車カ テゴリ*	カテゴリNO*	
		車両総重量の 範囲*	
	最大積載量* (T1又はT2に 限る。)		

注：*が付された項目は、平成17年以降の規制に適合した装置に限り記入すること。

(発行責任者及び連絡先)

氏 名： _____ 印
 所属及び職名： _____
 電 話 番 号： _____
 ファクシミリ： _____
 e・m a i l： _____


別 添

(排出ガス対策説明書の例)

1. 一酸化炭素等発散防止装置の型式指定番号


2. 一酸化炭素等発散防止装置の種類
- ・排気ガス再循環装置の装備 (図示)
 - ・DPF の装備 (図示)
 - ・車載式故障診断の装備 (図示)
 - ・その他

一酸化炭素等発散防止装置全体図



3. 原動機型式の打刻位置について

原動機打刻位置図



附 則〔平成18年9月29日日国自環第139号〕

この通達は、平成18年10月1日から施行する。ただし、3. 及び5. の規定のうち「車両総重量3.5トン」とあるのは、平成19年8月31日までの間は「車両総重量2.5トン」に読み替えて適用するものとする。

附 則〔平成19年8月30日日国自環第24号〕

別添様式6にあっては、細目告示第119第1項第1号、第3号及び第5号が適用されるものに適用する。

(12)「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改正
について

国自整第14号の4
平成31年4月17日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
自動車局整備課長

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局
運輸部長あて通達したので連絡します。

別添

国自整第14号
平成31年4月17日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」
の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

平成31年4月
整備課

〈改正の概要〉

1. 教習車の構造要件について

平成31年3月29日に、警察庁交通局運転免許課から、自動車教習所で使用する教習車に係る取扱いについて、従来の通達の有効期間満了に伴い、内容に所要の見直しを行い、各都道府県警察等の警察関係者へ新たに通達した旨の連絡を受けた。

従来、運輸支局等における自動車検査の際は、本通達の定めるところにより「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」又は「指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書」を確認書面としていたところだが、今般、警察庁から、教習用自動車の対象自動車に発行する証明書の名称を変更することが示されたため、運輸支局等における自動車検査の際に確認する書面を、「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」又は「届出自動車教習所路上教習用自動車証明書」とすることとした。

2. 検査測定車の構造要件について

昨今、自動車走行騒音に及ぼす路面の影響を評価することを目的とした、測定用の被牽引自動車を、日本の道路で走行させることについて、一般財団法人日本自動車研究所から相談があった。

当該被牽引自動車は、欧州等においては運行実績があるものの、今回、はじめて日本に輸入される自動車であるため、現行の通達では形状の判断が難しい状況にある。

このような、自動車や道路の調査研究を行うことを目的とする機関が、当該目的のために使用することが明らかな車両を、本通達で定める検査測定車として取扱うことは適切であると考えられることから、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、観測、計測又は実験等を行うために使用する被牽引自動車であって、構造上の要件を満足しているものは「検査測定フルトレーラ」等として扱うことが可能となるよう、検査測定車の構造要件を見直す改正を行うこととした。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、公布の日から適用する。

平成 13 年 4 月 6 日 国自技第 50 号
 改正 平成 31 年 4 月 17 日 国自整第 14 号

（傍線の部分は改正部分）

新

旧

使用者特定書面一覧表

使用者特定書面一覧表

車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車		
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車(注 1)		
(略)	(略)	(略)
教習車		・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書又は提出自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書の写し
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
全ての車体の形状	x	・不要(注 2)

車体の形状	書面の要否	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車		
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車(注)		
(略)	(略)	(略)
教習車		・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所で使用する路上教習用自動車証明書の写し
(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 3 の自動車		
全ての車体の形状	x	・不要(注)

注 1: 「用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車」について、法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、車検証の交付申請時に書面を確認すること。
 注 2: 「道路作業車」又は「検査測定車」については、構造要件を参照のこと。

注: 「用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車」について、法第 71 条に規定する予備検査を受ける場合においては、車検証の交付申請時に書面を確認すること。
 注: 「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車			2 用途区分通達 4 - 1 - 2 の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
教習車	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達 4 - 1 (3)の規定は、本車の形状には適用しないものとする。</p>	<p>自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から公安委員会に対して教習用自動車の証明願いをした場合、公安委員会は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は届出自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなつているので、これらの証明書</p>	教習車	<p>道路交通法第98条の自動車教習所又は同法第99条の指定自動車教習所において使用し、かつ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は教習の用に供する自動車、又は道路交通法第108条の4第1項に定める指定講習機関において使用し、かつ、初心運転者に対し運転について必要な技能の講習の用に供する自動車であって、助手席にて操作できる補助ブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達 4 - 1 (3)の規定は、本車の形状には適用しないものとする。</p>	<p>自動車教習所又は指定自動車教習所において使用する自動車については、使用者から公安委員会に対して教習用自動車の証明願いをした場合、公安委員会は、所定の事実確認をした後、使用者に対し指定自動車教習所路上教習用自動車証明書又は指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書を交付することとなつているので、これらの証明</p>

		<p>の写しの提出を 求めるものとす る。なお、当該自 動車の所有者が 教習車として道 路運送車両法第 71条に規定する 予備検査を受け る場合において は、交付申請時に 当該書面の写し の提出を求め確 認を行うものと する。</p>			<p>書の写しの提出 を求めるものと する。なお、当該 自動車の所有者 が教習車として 道路運送車両法 第71条に規定す る予備検査を受 ける場合におい ては、交付申請時 に当該書面の写 しの提出を求め 確認を行うもの とする。</p>
--	--	---	--	--	--

検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。<u>なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあっては、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。 2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近には、これを用いて検査等に携わる者の作業空間として床面から上方に1,200mm以上が確保されていること。 3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車にあっては、この限りでない。この場合において、特種な目的に使用するための面積を算定するための設備には、検査等を行う機械器具又はデータ処理装置の近くに設けられた 	<p>・構造要件中<u>なお書きに定める自動車であって、かつ、国又は地方自治体が使用者となる場合</u>にあっては、<u>その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。</u></p> <p>・構造要件中<u>なお書きに定める自動車であって、かつ、当該自動車の使用者が調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人又は一般財団法人となる場合には、当該法人の</u></p>	検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。 2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近には、これを用いて検査等に携わる者の作業空間として床面から上方に1,200mm以上が確保されていること。 3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車にあっては、この限りでない。この場合において、特種な目的に使用するための面積を算定するための設備には、検査等を行う機械器具又はデータ処理装置の近くに設けられた1人分の乗車設備を含めることができる。 	
-------	--	---	-------	---	--

	<p>1 一人分の乗車設備を含めることができる。</p>	<p><u>定款等で検査等を行うこととして</u>いる書面の写しの提出を求めらるものとする。なお、当該自動車の所有者が検査測定車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合には、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。</p>
<p>附 則 (平成31年4月17日 国自整第14号)</p>	<p>1 本改正規定は、公布の日から適用する。</p>	
<p>附 則 (平成31年4月 日 国自整第 号)</p>	<p>1 本改正規定は、公布の日から適用する。</p>	

(13)「元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る
保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 26 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課

整備事業班長

「元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱い
について」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

保安基準適合標章は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 94 条の 5 第 7 項において、保安基準適合証の交付を受けた自動車は、自動車検査証及び検査標章の交付を受けるまでの間、これらに代えて有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示することで、運行の用に供することができるものであります。

元号が改められるに伴う保安基準適合標章の取扱いについては、「元号が改められるに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」（平成 31 年 4 月 1 日付け、国自安第 231 号、国自環第 198 号、国自技第 272 号、国自情第 310 号、国自審第 2101 号、国自整第 313 号）2.（2）ロ. により、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用し、訂正印は必要ないものと定められたところです。

一方、保安基準適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、当該標章の裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、その取扱いについては、標記通達によるほか、下記のとおりとしますので、貴会傘下会員の指定自動車整備事業者に対して、周知方お願いいたします。

なお、別紙により、各地方運輸局自動車技術安全部整備課長、各地方運輸局自動車技術安全部整備・保安課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あて通知していることを申し添えます。

記

「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする

事務連絡
平成31年4月26日

各地方運輸局自動車技術安全部整備課長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課
整備事業班長

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

保安基準適合標章は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第94条の5第7項において、保安基準適合証の交付を受けた自動車は、自動車検査証及び検査標章の交付を受けるまでの間、これらに代えて有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示することで、運行の用に供することができるものであります。

元号が改められることに伴う保安基準適合標章の取扱いについては、「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」（平成31年4月1日付け、国自安第231号、国自環第198号、国自技第272号、国自情第310号、国自審第2101号、国自整第313号）2.（2）ロ.により、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用し、訂正印は必要ないものと定められたところです。

一方、保安基準適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、当該標章の裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、その取扱いについては、標記通達によるほか、下記のとおりとしますので、貴局管内の指定自動車整備事業者に対して、周知方お願いいたします。

なお、別紙により、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて通知していることを申し添えます。

記

「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

(14)道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添38近接排気騒音の測定方法に係る取扱い等について

国自環第 20号の3
国自審第247号の3
国自整第 24号の3
令和元年6月17日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局 環境政策課長
審査・リコール課長
整備課長

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添38近接排気騒音の測定方法に係る取扱い等について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長等に通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

国自環第 20号
国自審第247号
国自整第 24号
令和元年6月17日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 環境政策課長
審査・リコール課長
整備課長

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 38 近接排気騒音の測定方法
に係る取扱い等について

近接排気騒音については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 40 条、第 118 条及び第 196 条に基づき、協定規則第 41 号及び第 51 号並びに細目告示別添 38 近接排気騒音の測定方法に測定方法等を規定しているところである。

しかしながら、下記 1. に示す一部の自動車については、細目告示別添 38 に規定する原動機回転速度及び測定方法で近接排気騒音の測定を実施することが困難であるため、当該自動車の近接排気騒音の測定方法については当分の間、下記 2. により取り扱われたい。

なお、別紙のとおり関係機関及び関係団体あて通知したところであるが、さらに関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 適用車種

指定自動車等であって、平成 28 年騒音規制以降のハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）のうち、次のいずれかの制御（エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって、当該制御を容易に変更又は解除する

ことができないものに限る。)が行われるために、細目告示別添 38 に規定する原動機回転速度及び測定方法で近接排気騒音の測定を実施することが困難であるもの

- (1) 自動車型式指定申請、共通構造部型式指定申請、新型自動車届出及び輸入自動車特別取扱の届出において、あらかじめ自動車製作者等が定める方法(以下「自動車製作者等が定める方法」という。)で原動機を始動した場合、アイドリング状態の原動機回転速度から加速ペダルを踏み込んでも回転速度が上昇せず、アイドリング状態の原動機回転速度を保つ制御が行われる自動車
- (2) 自動車製作者等が定める方法で原動機を始動した場合、アイドリング状態の原動機回転速度から加速ペダルを踏み込むと回転速度は上昇するが、その踏込量にかかわらず一定の原動機回転速度を保つ制御が行われる自動車

2. 取扱要領

細目告示別添 38 近接排気騒音の測定方法 5. 測定方法等について、次により取り扱うものとする。

- (1) 自動車の状態
 - ① 自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立とする。
 - ② 自動車製作者等が定める方法により原動機を始動させた状態とする。
- (2) 測定方法

原動機の始動後、細目告示別添 38 の規定に基づき設置された騒音計の測定開始操作を行ったのち、1. (1)又は(2)に示す制御による原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度(指定自動車等の申請又は届出の添付書面に記載された近接排気騒音の測定回転速度)に連続して5秒間程度無負荷運転されている状態から、加速ペダルを急速に放した場合又は絞り弁が急速に閉じられる場合(1. (1)の自動車にあっては、加速ペダル又は絞り弁の操作は要しないものとする。)の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。ただし、原動機の回転速度は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。

3. 留意事項

- (1) 本通達により取り扱う指定自動車等の近接排気騒音の測定回転速度について、既に交付された自動車検査証の備考欄のうち、平成 28 年騒音規制の「測定回転数」に細目告示別添 38 に基づく「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度×95%」の数値が表示されているが、2. (2)のとおり、検査においては「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度(指定自動車等の申請又は届出の添付書面に記載された近接排気騒音の測定回転速度)」で測定すること。

なお、自動車検査証の備考欄の表示方法については、今後システム改修等を行い、指定自動車等の申請又は届出の添付書面に記載された近接排気騒音の測定回転速度で出力されるよう対応を検討中である。

- (2) 別添に本通達による取扱対象型式を示すが、この別添に記載されていない平成 28 年騒音規制に適合する自動車のうち、1. (1)又は(2)と同様の制御が行われるものについても、本通達により取り扱うものとする。
- (3) 今後、新たに取扱対象型式が増えた場合においても、別添の更新は行わないこととする。

取扱対象型式一覧(令和元年5月31日時点)

車名	型式	車検証記載事項		本通達による 近接排気騒音 測定回転数※ (rpm)
		近接排気騒音値 (dB)	【読み替え対象】 測定回転数 (rpm)	
トヨタ	DLA-ZVW52	68	2375	2500
トヨタ	DAA-ZYX10	68	2375	2500
トヨタ	DAA-NHP130(GR-Sグレード [®] 以外)	75	2375	2500
トヨタ	DAA-NHP130(GR-Sグレード [®])	79	2375	2500
レクサス	DAA-GWZ100	75	2375	2500
トヨタ	DAA-AXVH70	77	2375	2500
ダイハツ	DAA-AXVH70N	77	2375	2500
レクサス	DAA-GVF50	69	2375	2500
レクサス	DAA-GVF55	70	2375	2500
トヨタ	DAA-NTP10	67	2375	2500
レクサス	DAA-GYL26W	72	2375	2500
トヨタ	DAA-UWG60	71	2375	2500
トヨタ	6AA-ZWE211H	68	2375	2500
トヨタ	6AA-AZSH20	71	2375	2500
トヨタ	6AA-AZSH21	71	2375	2500
トヨタ	6AA-GWS224	70	2375	2500
レクサス	6AA-AXZH10	79	2375	2500
レクサス	6AA-MZAH10	74	2375	2500
レクサス	6AA-MZAH15	74	2375	2500
トヨタ	6AE-NHP160V	71	2375	2500
トヨタ	6AA-AXAH52	70	2375	2500
トヨタ	6AA-AXAH54	70	2375	2500
ホンダ	6AA-RP5	67	1140	1200
ホンダ	6LA-ZC5	55	1140	1200
ホンダ	6AA-RT5	58	1140	1200
ホンダ	6AA-RT6	58	1140	1200
ホンダ	6AA-ZE4	56	1045	1100
BMW	3LA-8P06	78	2660	2800

※本通達による近接排気騒音の測定回転数は、車検証に記載されている「旧基準適用時測定回転数」と同一である